

IV 公の施設の利用料金の算定及び減免等について

1 函館市の公の施設の使用料について

(1) 函館市の貸館施設の使用料の算定状況

函館市の貸館施設の使用料については、下表のとおり状況であり、原価計算等により単価を設定している施設は少なく、もっぱら、経済状況・他都市との比較により単価を設定している施設が多い状況である。

(平成23年度 使用料・手数料見直し概要より抜粋して作成)

なお、ここでの「貸館施設」とは、公の施設に設置された、会議室や研修室等のスペースを、特定の者に時間単位で使用させている施設のことをいう。

経済状況・他都市との比較により単価を設定している施設	女性センター、亀田福祉センター、生活館、桔梗福祉交流センター、児童館、母と子の家、漁村センター、産業支援センター、勤労者総合福祉センター、亀田公民館、図書館、青少年研修センター、青年センター、亀田青少年会館、戸井青少年会館、市民会館、芸術ホール、市民体育館、地域生涯学習センター、地域体育施設、地域会館、恵山市民センター、恵山福祉センター、恵山コミュニティーセンター、南かやべ保養センター
原価計算等により単価を設定している施設	総合福祉センター

(2) 公の施設の暖房料金の徴収規定について

函館市における公の施設の暖房料金の取扱い規定については、下表のとおりであり、施設ごとに統一したものとはなっていない規定となっている。

なお、条例により使用料が減免される場合、暖房料金についても減免されている。

● 条例から見る暖房料金の取扱い

規定の内容		主な施設名
暖房料の規定がない施設		地域交流まちづくりセンター、臨海研究所、女那川会館、古武井会館、恵山福祉センター、日乃出いこいの家、斎場、総合福祉センター、産業支援センター、中央図書館、市民プール、恵山プール、南茅部プール、南茅部青少年会館
利用料金に一定の倍率を徴収する施設	5割増	女性センター、恵山コミュニティセンター、勤労者総合福祉センター、公民館、亀田公民館、青少年研修センター、市民会館、芸術ホール、市民体育館、亀田福祉センター
	2割増	地域会館(旧榎法華村地区)、戸井総合学習センター、南茅部スポーツセンター
	3割増	榎法華総合センター
定額を徴収する施設		千代台公園庭球場大会運営室
時間区分により定額を徴収する施設		総合福祉センター、青年センター、亀田青少年会館
利用時間区分毎にストーブ1台につき200円徴収する施設		地域会館(旧戸井町地区)、戸井生涯学習センター、戸井公民館、戸井青少年会館
1時間当たりで徴収する施設	300円	地域会館(旧南茅部町地区)、南茅部総合センター
	50～200円	桔梗福祉交流センター
一定時間を定額とし、一定時間超過以降を1時間当たりで徴収する施設		恵山市民センター
冬期料金を設定している施設		地域会館(女那川、古武井会館を除く旧恵山町地区)、恵山総合体育館
実費負担		根崎生活会館、児童館、古川母と子の家、漁村センター

(3) 公の施設の減免・免除について

公の施設の減免の実態は、別表 a のとおりである。

公の施設に関する減免・免除規定は、「小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例」、「障がい者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例」により、次表①のとおり、市内に在

住又は在学する小学生及び中学生等、障がい者及び高齢者（65歳以上）については、特例で使用料の全額免除や2分の1の額が免除となる施設がある。

また、次表②のように、個々の施設ごとに条例で特定の利用者や、特定の曜日などを無料にする施設もある。

次に、公の施設の個々の条例の減免規定を比較したところ、施設ごとに減免規定の文言（表現）に差異があることが次表③でわかる。

資料 a 公の施設の使用料の特例に関する条例

小学生および中学生、障がい者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例			
	市の区域内の学校に在学する児童もしくは生徒等	市内に住所を有する障害者（身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている者およびこれらの者に準ずると認められる者）	市内に住所を有する高齢者（65歳以上の者）
函館市総合保健センターの健康増進センター		基本使用料の全額	左記の1/2
函館市勤労者総合福祉センターのアリーナ，軽体育室および和室研修室	基本使用料の全額	基本使用料の全額	左記の1/2
函館市写真歴史館	入館料の全額	入館料の全額	左記の1/2
函館市灯台資料館	入館料の全額		
千代台公園陸上競技場（附属施設を除く。），根崎公園アーチェリー場，千代台公園弓道場，空港緑地志海苔ふれあい広場パークゴルフ場およびすずらんの丘公園パークゴルフ場	使用料の全額	使用料の全額	左記の1/2

函館市恵山シーサイドパークゴルフ場		使用料の全額	左記の1/2
函館市熱帯植物園	入園料の全額	入園料の全額	左記の1/2
旧函館区公会堂	入館料の全額	入館料の全額	左記の1/2
函館市北方民族資料館	入館料の全額	入館料の全額	左記の1/2
函館市文学館	入館料の全額	入館料の全額	左記の1/2
市立函館博物館および市立函館博物館郷土資料館(旧金森洋物店)	入館料の全額	入館料の全額	左記の1/2
函館市北洋資料館	入館料の全額	入館料の全額	左記の1/2
箱館奉行所	入館料の全額	入館料の全額	左記の1/2
函館市縄文文化交流センター	入館料の全額	入館料の全額	左記の1/2
函館市恵山プール	使用料の全額		
函館市民体育館の競技場, 体育室およびトレーニング室	基本使用料の全額	基本使用料の全額	左記の1/2
函館市民プール	基本料金および超過料金の全額	基本料金および超過料金の全額	左記の1/2
函館市南茅部プール	使用料の全額	使用料の全額	左記の1/2

資料 b 条例で特定の利用者等に対して使用料を無料としている施設

市の区域内に住所を有する者は無料	戸井運動広場、恵山プール、南茅部運動広場、南茅部スポーツセンター、南茅部市民庭球場
市の区域内に住所を有し、または市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する女性、またはその女性で構成する団体および市の区域内において男女共同参画社会の形成の推進に関する活動を行う団体は無料とする	女性センター
市の区域内に住所を有する60歳以上の者及び生活保護法による被保護世帯に属する者は無料とする	恵山福祉センター

市内に住所を有する漁民およびその家族の使用料は無料	漁村センター
市の区域内に居住する幼児は無料	市民プール
小学校就学前の者その他市長が特に認める者は無料とする	熱帯植物園
小学校就学前の者、児童、生徒及び市の区域内に住所を有する70歳以上の者は無料とする	恵山シーサイドパークゴルフ場
市に在住又は在勤する勤労青少年の使用料は無料とする	青年センター
市に在住又は在勤する勤労青少年ならびに児童、生徒、学生又はそれ以外の者で青少年会館の目的に沿った会議又は集会等を行う者の使用料は無料とする	亀田青少年会館、戸井青少年会館
日曜日における入館料は無料とする	市立函館博物館

※上記網掛けした施設については、もっぱら貸館施設である。

資料c 個々の「公の施設」の条例での減免規定の比較

使用料の設定がない	南茅部青少年会館
減免規定なし	総合福祉センター、写真歴史館、灯台資料館、北洋資料館、箱館奉行所、縄文文化交流センター
市長（市長の承認を受けて定めるところによって）指定管理者）は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる	地域交流まちづくりセンター、臨海研究所、斎場、産業支援センター、戸井ウォーターパーク、東山墓園管理料、公民館、青少年研修センター、市民プール、亀田福祉センター、亀田公民館
市長は、 <u>公益上その他特に必要がある</u> と認めるときは、使用料を減免することができる	女性センター、地域会館、恵山市民センター、恵山福祉センター、恵山コミュニティーセンター、桔梗福祉交流センター、児童館、総合保健センター、勤労者総合福祉センター、空港ふれあい菜園、公園、恵山海浜公園、恵山シーサイドパークゴルフ場、南茅部ふるさと文化公園、戸井生涯学習セ

	ンター、戸井総合学習センター、榎法華総合センター、南茅部総合センター、中央図書館、市立函館博物館、青年センター、市民会館、芸術ホール、日吉サッカー場、西桔梗野球場、市民体育館、戸井運動広場、恵山総合体育館、恵山プール、南茅部プール、南茅部運動広場、南茅部スポーツセンター
市長は、 <u>特別の理由があると認めたもの</u> については、減免することができる(ある)	根崎生活館、古川母と子の家、日乃出いこの家、漁村センター、市民庭球場

(4) 監査結果(意見)

① 使用料の算定基準について

受益と負担の公平化の観点から、住民の理解と納得を得られる合理的な利用料金設定とするため、統一的な使用料の算定基準を設ける必要がある。

基本的に、公の施設の使用料については、その施設を利用する対価として徴収されることから、サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、受益者に応分の負担を求める必要がある。

次に、受益者である住民に理解されるように、使用料の積算根拠を明確にした算定方式などを定め透明性を確保する必要がある。

更に、人件費や物件費が原価算定の基礎となることから、業務内容の見直しや経費を削減し、低廉な使用料に設定する必要がある。

なお、この産地基準の考え方に関しては、平成 21 年に岐阜市、平成 24 年に豊中市、平成 25 年に柏市と、同規模の市において、受益者負担公平化を図るため、使用料等を定めるにあたっての基準を設けている。

② 使用料の減免の考え方について

(ア) 使用料の減免について

現在、個別に減免規定が定められているものについては、

公平、公正の観点から統一した基準を設定することが望ましい。また、「特に必要があると認められ場合」の考え方を整理し、各部局の裁量で減免することのないよう、施設ごとに具体的な取り扱いを作成するなど努めるべきである。

(イ) 暖房費について

暖房費については、施設の利用に当たり追加で徴収している例がある。その現状は、86 ページ以降の資料のとおりで、施設によって様々である。

本来使用した者が実費として支払うのが当然であり、減免規定とは関係なく実費相当として徴収する必要がある。

そして、各施設によって異なる暖房費の取扱いの不整合を是正すべきである。

各施設における暖房費の追加割合や徴収の要否について市の方針を定め、公平性の観点からも統一的な取扱いをすることが望まれる。

(ウ) 利用料を無料とする対象について

条例において、特定の利用者等に対して利用料を無料としている施設を 86 ページ以降の表で示したが、例えば、女性センターでは、「市の区域内に住所を有し、または市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する女性、またはその女性で構成する団体および市の区域内において男女共同参画社会の形成の推進に関する活動を行う団体は無料とする。」となっており、無料対照が他の施設と比較しても幅広く、施設利用者のほとんどが無料となっている状況にある。

施設の設置目的などを踏まえると、一定の範囲で無料とすることは否定しないが、市全体として無料とする施設や対象範囲については、前記の減免措置と合わせて考え方を整理する必要があると考える。

部局	目	施設名称	住所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
総務部	-	地域交流まちづくりセンター	末広町4-19	市民活動を支援するとともに、市民に交流等の場を提供し、および地域の情報を発信し、もって豊かで活力あるまちづくりに寄与するため	市民活動支援施設 会議室	401.94
					市民活動支援施設 事務ブース	48
					市民交流施設 研修室	113.47
					市民交流施設 フリースペース	272.16
					駐車場	1,862.19
企画部	総務使用料	臨海研究所	大町13-1	水産・海洋に関する研究を支援し、ならびに水産・海洋に関する企業、研究者および学術研究機関の間の連携および交流を促進することにより、産業技術の向上を図り、もって地域産業の発展に資する	研究室	78
					大会議室	35.6
					中会議室	27
					小会議室	16.6
市民部	総務使用料	女性センター	東川町11-12	女性の福祉の増進と教養の向上を図り、および男女共同参画社会の形成の促進に寄与する	会議室	36
					講習室第1号	36
					講習室第2号	36
					和室第1号	18.3
					和室第2号	18.3
					和室第3号	32.4
					調理実習室	72
戸井支所	総務使用料	地域会館 小安中央会館	小安町717-1	市民に集会、学習、交流等の場を提供することにより、地域活動の促進を図り、もって良好な地域社会の維持および形成に寄与するため	大会議室	132.5
					研修室1	49.69
					研修室2	99.37
					実習室	49.69
					調理室	44.71
					和室1	24.84
					和室2	19.87
		地域会館 小安西会館	小安町272	同上	1階研修室	24.3
					2階研修室	62.775
					調理実習室	16.2
		地域会館 小安東会館	小安町469	同上	研修室A	86.96
					研修室B	20.25
					研修室C	28.35
研修室D	24.3					
調理実習室	16.2					

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備 考
300円/h	記載なし	第11条3項(指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる)	有	<p>事務ブースの使用の期間が1月未満である場合における利用料金の額は、日割りにより計算し、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる</p> <p>ロッカーの使用の期間が1月未満である場合は、これを1月とする</p> <p>フリースペースの利用者が2,001円以上の入場料等を徴収する場合は、次の各号に掲げる入場する者1人1回につき徴収する入場料等の額の区分に応じ、1日につき、当該各号に定める額とする</p> <p>(1) 2,001円以上3,000円以下・・・25,000円</p> <p>(2) 3,001円以上4,000円以下・・・30,000円</p> <p>(3) 4,001円以上5,000円以下・・・35,000円</p> <p>(4) 5,001円以上・・・40,000円</p>
3,000円/1区画 1月				
500円/h				
10,000円/日 ※商品の宣伝、 展示、販売等 営利目的で 使用する場合 →20,000円/日				
2hまで無料 その後100円/30分				
45,000円/1区画 1月	記載なし	第10条4項(市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる)		<p>1区画は、おおむね78平方メートルとする</p> <p>会議室を宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合、使用料の額を2倍した額とする</p>
350円/1h				
250円/h				
150円/h				
600～ 720円	利用料金の5割に 相当する額を徴収す る	第8条1項(第4条1項に規定するものの使用料は無料とする。) 第8条第2項(第4条第2項に規定するものは別表に定める使用料を納付しなければならない。)	有	<p>○第4条1項(使用者の範囲)①市の区域内に住所を有し、または市の区域内に存する事業所もしくは辞表所に勤務する女性、②①に規定する者で構成する団体、③市の区域内において男女共同参画社会の形成に推進に関する活動を行う団体</p> <p>○第4条2項(市長は、第3条の事業の実施に支障がないと認めるときは、1項に規定するもの以外のものに使用させることができる)</p> <p>○第8条3項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第8条第2項も使用料を減免することができる)</p>
600～ 720円				
600～ 720円				
360～ 600円				
360～ 600円				
720～1,080円				
1,800～2,400円				
1,200～2,040円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	第6条3項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる)	有	
430～ 710円				
910～1,530円				
450～ 770円				
810～1,370円				
230～ 380円				
170～ 300円				
250～ 420円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
810～1,370円				
330～ 570円				
910～1,540円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
210～ 350円				
290～ 490円				
250～ 420円				
330～ 570円				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
戸井支所	総務使用料	地域会館 釜谷会館	釜谷町300	同 上	研修室	72.87
					娯楽室	24.84
					静養室	13.25
					調理室	9.97
		地域会館 汐首東会館	汐首町67-2	同 上	相談室	24.3
					調理実習室	24.3
					研修室	80.19
		地域会館 汐首西会館	汐首町331-2	同 上	集会室	43.06
					相談室	19.87
					遊戯室	101.11
					調理室	30.63
		地域会館 瀬田来会館	瀬田来町321-1	同 上	研修室	39.75
					相談室	43.89
					講堂	104.34
					調理室	28.16
		地域会館 弁才町会館	弁才町274-2	同 上	研修室1	153.9
					研修室2	51.03
					研修室3	77.76
					調理実習室	41.31
		地域会館 泊町会館	泊町32	同 上	相談室	16.56
					調理実習室	22.77
					研修室	81
		地域会館 館町会館	館町83	同 上	集会室	68.168
					生活相談室	14.91
教養娯楽室	11.18					
調理室	14.91					
地域会館 原木会館	原木町98-1先	同 上	会議室	59.6		
			調理実習室	43.13		
			1階研修室	16.59		
			2階研修室	125.87		
楳法華支所	総務使用料	地域会館 元村会館	元村町114	同 上	研修室	201.30
					相談室	18.00
					調理室	20.90
					和室	17.40
		地域会館 銚子会館	銚子町46-2	同 上	研修室	121.50
					相談室	11.14
					調理室	19.44
					和室	20.66
		地域会館 富浦会館	富浦町135-5	同 上	集会室	53.46
					和室1	27.36
					和室2	24.30
					調理室	6.86

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備考
760～1,300円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
260～ 450円				
130～ 230円				
210～ 350円				
250～ 420円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
510～ 870円				
840～1,410円				
340～ 590円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
160～ 270円				
810～1,380円				
490～ 840円				
340～ 580円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
370～ 640円				
890～1,510円				
480～ 810円				
1,610～2,520円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
330～ 570円				
810～1,370円				
870～1,470円				
170～ 300円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
480～ 810円				
910～1,540円				
710～1,190円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
150～ 270円				
110～ 180円				
310～ 530円				
630～1,060円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
900～1,520円				
170～ 300円				
1,320～2,200円				
410～ 620円	利用料金の2割に 相当する額	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき12,400円とする
310～ 460円				
210～ 310円				
210～ 310円				
410～ 620円	利用料金の2割に 相当する額	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき12,400円とする
310～ 460円				
210～ 310円				
210～ 310円				
410～ 620円	利用料金の2割に 相当する額	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき12,400円とする
310～ 460円				
210～ 310円				
210～ 310円				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
楳法華支所	総務使用料	地域会館 島泊会館	島泊町111-1	同 上	集会室	54.65
					和室	19.87
					調理室	17.28
		地域会館 新八幡町会館	新八幡町71-1	同 上	集会室	63.60
					和室	27.66
					調理室	29.81
		地域会館 新浜町会館	新浜町170-2	同 上	集会室	69.56
					和室	24.84
					調理室	37.26
南茅部支所	総務使用料	地域会館 古部会館	古部町422	同 上	集会室	48.44
					研修室	9.33
					調理室	11.17
		地域会館 白井川会館	木直町110-2	同 上	集会室	48.44
					研修室	9.93
					調理室	11.17
		地域会館 ボン木直会館	木直町722-1	同 上	集会室	104.34
					研修室	16.56
					調理室	11.17
		地域会館 尾札部中央会館	尾札部町499-3	同 上	集会室	27.95
					研修室	13.97
					調理室	13.97
		地域会館 黒鷲会館	尾札部町2021	同 上	集会室	91.09
					研修室	13.24
					調理室	13.24
		地域会館 望路会館	岩戸町135-4	同 上	集会室	63.18
					研修室	9.72
					調理室	9.72
		地域会館 木直会館	木直町433-4	同 上	集会室	153.86
					第1研修室	32.06
					第2研修室	35.2
					第3研修室	46.94
					和室研修室	55.13
					調理実習室	36.11
		地域会館 尾札部会館	尾札部町573-1	同 上	集会室	145.8
					研修室	83.92
					静養室	17.55
図書室	16.2					
調理室	22.68					
地域会館 川汲会館	川汲町272-1	同 上	集会室	162		
			研修室	51.03		
			静養室	16.2		
			図書室	16.2		
			調理室	22.68		

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備 考
410～ 620円	利用料金の2割に相当する額	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき12,400円とする
310～ 460円				
210～ 310円				
410～ 620円	利用料金の2割に相当する額	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき12,400円とする
310～ 460円				
210～ 310円				
410～ 620円	利用料金の2割に相当する額	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき12,400円とする
310～ 460円				
210～ 310円				
920～2,260円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720～2,060円				
720～2,060円				
920～2,260円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720～1,850円				
720～1,850円				
920～2,260円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720～1,850円				
720～1,850円				
920～2,260円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720～1,850円				
720～1,850円				
920～2,260円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720～1,850円				
720～1,850円				
1,540～4,320円	300円/1h 集会室610円/h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
1,130～2,780円				
1,130～2,780円				
1,130～2,780円				
1,130～2,780円				
1,330～3,500円				
920～2,260円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720～2,060円				
510～1,850円				
510～1,850円				
720～2,060円				
920～2,260円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720～2,060円				
510～1,850円				
510～1,850円				
720～2,060円				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
南茅部支所	総務使用料	地域会館 大船会館	大船町241-2	同 上	集会室	118.41
					研修室	54.6
					静養室	28.98
					図書室	
					調理室	13.24
		地域会館 見日会館	尾札部町1423-1	同 上	集会室	124.74
					第1研修室	29.16
					第2研修室	29.16
					調理室	34.02
		地域会館 磯谷会館	双見町148-9	同 上	集会室	115.02
					第1研修室	16.2
					第2研修室	38.88
		地域会館 安浦会館	安浦町71-1	同 上	調理室	26.73
					集会室	146.97
					研修室	27.54
					調理実習室	22.68
		地域会館 白尻会館	白尻町234-1	同 上	談話室	41.31
					集会場	150
					第1研修室	60.35
					第2研修室	72.6
		地域会館 双見会館	双見町243-2	同 上	第3研修室	24.4
調理室	48.2					
集会室	72.1					
研修室	31.5					
恵山支所	総務使用料	地域会館 日浦会館	日浦町82	同 上	調理室	16
					集会室	72.1
		地域会館 尻岸内会館	大淵町146-2	同 上	和室	38
					集会室	216
					和室研究室	39.7
		地域会館 尻岸内会館	大淵町146-2	同 上	会議室	19.9
会議室	188.3					
恵山支所	総務使用料	地域会館 中浜会館	中浜町101-5	同 上	和室	38
					コミュニケーションホール	190.3
					研修室	38.9
		地域会館 中浜会館	中浜町101-5	同 上	会議室	25.8
					会議室	178
		地域会館 女那川会館	女那川町1先	同 上	和室	25.9
					会議室	178
					遊戯室	151.5
地域会館 古武井会館	古武井町150-4	同 上	研修室	39.7		
			研修室	39.7		

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備 考
920~2,260円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720~2,060円				
510~1,850円				
510~1,850円				
720~2,060円				
920~2,260円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720~1,850円				
720~1,850円				
720~1,850円				
920~2,260円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720~1,850円				
720~1,850円				
720~1,850円				
720~2,060円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
510~1,850円				
720~2,060円				
510~1,850円				
1,330~4,120円	300円/1h ※集会室610円/h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
920~2,570円				
920~2,570円				
720~1,640円				
1,130~3,290円				
920~2,260円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720~1,850円				
720~1,850円				
1,580~2,710円	2,360~3,490円	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき、夏季にあつては4,240円、冬季にあつては7,360円とする
1,010~1,690円	1,790~2,470円			
1,650~2,840円	2,430~3,620円	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき、夏季にあつては4,320円、冬季にあつては7,440円とする
1,050~1,770円	1,830~2,550円			
1,050~1,770円	1,830~2,550円			
1,610~2,760円	2,390~3,540円	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき、夏季にあつては4,430円、冬季にあつては7,550円とする
1,030~1,720円	1,810~2,500円			
1,030~1,720円	1,810~2,500円			
1,510~2,590円	記載なし	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき4,050円とする
960~1,610円				
1,510~2,590円	記載なし	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき4,050円とする
960~1,610円				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
恵山支所	総務使用料	地域会館 御崎会館	恵山町663-2先	同 上	多目的ホール 夏季	160
					和室研修室 夏季	27.9
		地域会館 柏野会館	柏野町31-2	同 上	遊戯室 夏季	127.3
					和室研修室 夏季	32.4
恵山支所	総務使用料	恵山市民センター	柏野町117-209	市民に研修、余暇活動の場を提供することにより、地域活動の促進を図り、もって市民の福祉の増進に資する	集会室	312.5
					娯楽室	37.5
					研修室 (1室分)	37.5
					研修室 (2室分)	75
					娯楽室および研修室 (1室分)	75
					娯楽室および研修室 (2室分)	112.5
					調理室	37.5
					全館	462.5
恵山支所	総務使用料	恵山福祉センター	柏野町117-209	高齢者に健康の増進、交流等の場を提供することにより、高齢者の福祉の増進に資する	恵山福祉センター	512.84

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備考
1,650～2,840円	2,430～3,620円	同上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき、夏季にあつては4,430円、冬季にあつては7,550円とする 調理用器具を使用した場合は、ガス料金の実費を徴収する
1,050～1,770円	1,830～2,550円			
1,510～2,590円	2,290～3,370円	同上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき、夏季にあつては4,050円、冬季にあつては7,170円とする 調理用器具を使用した場合は、ガス料金の実費を徴収する
960～1,610円	1,740～2,390円			
2,030～3,050円	1,230円	第6条3項(市長は、公営上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる)	記載なし	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき11,330円とするこの場合において、暖房を使用したときは、暖房料として6,140円を徴収する 調理用器具を使用した場合は、ガス料金の実費を徴収する
3時間～670～1,010円/h	3時間～410円/h			
790～1,240円	510円			
3時間～330～450円/h	3時間～200円/h			
670～1,010円	410円			
3時間～220～330円/h	3時間～200円/h			
1,240～1,920円	820円			
3時間～440～660円/h	3時間～300円/h			
1,460～2,250円	920円			
3時間～550～780円/h	3時間～300円/h			
2,030～3,050円	1,230円			
3時間～670～1,010円/h	3時間～410円/h			
790～1,240円	510円			
3時間～330～450円/h	3時間～200円/h			
4,860～7,460円	3,070円			
3時間～1,770～2,570円/h	3時間～1,110円/h			
大人(300円)	記載なし	第4条3項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、減免することができる)別表摘要(市の区域内に住所を有する、60歳以上の物および生活保護法による被保護世帯に属する者は、無料とする)	記載なし	
小学生(100円)				
中学生以上の障害者(200円)				
母子家庭に属する者(200円)				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
恵山支所	総務使用料	恵山コミュニティセンター	日の浜町154	市民に集会、交流、研修、文化活動等の場を提供することにより、地域活動の促進を図り、もって市民の福祉の増進に資する	集会室	306.9
					研修室	87.6
					調理実習室	55.3
					和室A	23.2
					和室B	22.8
					全館	495.8
保健福祉部	民生使用料	総合福祉センター	若松町33-6	障害者、老人、母子及び寡婦、児童等に対して総合的に各種の福祉サービスを提供し、市民の福祉の増進を図る	1階会議室	42.5
					2階第1会議室	71.35
					2階第2会議室	57.23
					3階第1会議室	75.48
					3階第2会議室	48.5
					4階会議室	112.52
					多目的ホール	892.8
保健福祉部	民生使用料	療育・自立支援センター	湯川町2-39-26	心身に障害のある者およびその疑いのある者に対して自立した日常生活または社会生活を営むために必要な支援を総合的に提供することにより、その福祉の増進を図る		4,588.20
子ども未来部	民生使用料	桔梗福祉交流センター	桔梗4-1-18	児童、高齢者等の健康の増進および教養の向上を図り、ならびに地域における交流の場を提供し、もって児童、高齢者等の福祉の増進に資する	桔梗児童館遊戯室	162
					桔梗児童館児童集会室	33
					桔梗児童館地域交流室	28.5
					桔梗福祉の家集会室1	28.34
					桔梗福祉の家集会室2	41.5
					桔梗福祉の家作業室	25.2
子ども未来部	民生使用料	根崎生活館	根崎町556-2	市民の生活改善と文化の向上をはかり社会福祉の増進に寄与する	集会室	51.03
					研修室	28.35
					託児室	16.2
子ども未来部	民生使用料	花園保育園	花園町32-1	児童の健全なる育成と福祉を図る		756.55
		湯浜保育園	湯浜町14-2			475.2
		つつじ保育園	日の浜町172-8			629.79
		尾札部保育園	尾札部町824			684.01
		白尻保育園	白尻町603-1			604.44
子ども未来部	民生使用料	中島児童館	中島町30-8	児童の情操のかん養、文化財の提供及び生活指導の実施によって健康にして明朗な児童を育成する	児童集会室 集会室 和室	433.45
		湯川児童館	湯川町2-13-16			152.08
		西部児童館	入舟町6-17			401.54
		高盛児童館	高盛町17-10			167.76
		五稜児童館	白鳥町14-29			167.27
		宮前児童館	宮前町25-15			198.74
		人見児童館	人見町15-5			198.74
		日吉が丘児童館	日吉町2-34-5			202.31

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備考
3,900～14,100円	利用料金の5割に相当する額 ※全館を全日使用した時は、10,600円	第8条3項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる)	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の2割に相当する額とする ただし、全館を全日使用するときは、42,400円とする
1,200～4,400円				
1,200～4,400円				
500～1,800円				
500～1,800円				
5,800～17,000円				
530～1,770円	40～130円	記載なし	有	
890～2,970円	70～230円			
720～2,400円	50～170円			
950～3,160円	70～240円			
610～2,030円	40～140円			
1,410～4,710円	110～370円			
11,240～37,470円	910～3,030円			
省略	記載なし	第7条4項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、センターの利用に係る診断書の手数料を減免することができる)		
200円	200円/h	第9条3項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、減免することができる)	記載なし	
200円	50円/h			
200円	50円/h			
200円	120円/h			
200円	120円/h			
500円	50円/h			
200～350円	実費	第4条2項(市長は、特別の理由があると認めたものについては、使用料を減免することができる)	有	映画その他特別に電力を使用する場合の電力量は、別に納入しなければならない
150～250円				
150～250円				
省略	記載なし			
200～350円 200～350円 150～250円	実費	第7条2項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる)	記載なし	第3条2項(その他第2条の目的達成のために活動する関係団体の会議、市民の集会及び催し等に、市長の許可を受けて使用することができる) 映画その他特別に電気を使用した場合は、電気料の実費を徴収する

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
子ども未来部	民生使用料	人見児童館	人見町15-5	児童の情操のかん養、文化財の提供及び生活指導の実施によって健康にして明朗な児童を育成する	児童集会室 集会室 和室	198.74
		日吉が丘児童館	日吉町2-34-5			202.31
		大川児童館	大川町9-8			192.4
		谷地頭児童館	谷地頭町9-5			198.74
		東川児童館	東川町11-12			291.03
		上湯川児童館	上湯川町8-1			298.11
		本町児童館	本町36-15			231.86
		富岡児童館	富岡町1-49-27			297
		美原児童館	美原2-21-7			231.66
		湯浜児童館	湯浜町14-3			248.95
		深堀児童館	深堀町14-6			304.56
		鍛冶児童館	鍛冶2-20-5			326.21
		昭和児童館	昭和2-37-2			339.79
		旭丘児童館	旭岡町2-51-1			394.28
		山の手児童館	山の手3-4-7			405.08
		子ども未来部	民生使用料			古川母と子の家
研修室	19					
図書室	16					
環境部	衛生使用料	日乃出いこいの家	日乃出町24-4	市民の健康の保持および環境衛生の向上に資するため、余熱利用の入浴施設を設置	浴場	370.73
保健福祉部	衛生使用料	函館市斎場	船見町27-1	火葬場	12歳以上の死体	
		戸井斎場	館町169-1		12歳未満の死体	
		楸法華斎場	絵紙山町27-2		死産児	
		南茅部斎場	尾札部町2457-1		上肢、下肢等身体の一部	
			2457-2、2459 2460、2470、 2471、2473、		胞衣産わい物	
保健福祉部	衛生使用料	市立函館保健所	五稜郭町23-1	記載なし	駐車場（施設使用者）	1,783
					駐車場（施設使用者以外）	1,783

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備考
200~350円 200~350円 150~250円	実費	第7条2項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる)	記載なし	第3条2項(その他第2条の目的達成のために活動する関係諸団体の会議、市民の集会及び催し等に、市長の許可を受けて使用することができる) 映画その他特別に電気を使用した場合は、電気料の実費を徴収する
200~350円 150~250円 150~250円	実費	第5条2項(市長は特別の理由があると認めたものについては、使用料を減免することができる)	記載なし	第4条2項(市長は、第2条の目的を妨げない範囲において関係団体の集会及び催し等に使用させることができる) 映画その他特別に電力を使用する場合の電力料は、別に納入しなければならない
420円(12歳以上) 140円(6歳~11歳) 70円(6歳未満) 4,200円 (回数券11枚 つづり)	記載なし	第3条2項(市長は特別の理由があると認める者については、使用料を減免することができる)	有	物価統制令に基づく北海道における統制額が変更されたため、 H26.10.11から料金改定予定 12歳以上 420円→440円 6歳~11歳 140円→140円 6歳未満 70円→70円 回数券11枚つづり 4,200円→4,400円
14,000円/1体 8,500円/1体 4,000円/1体 2,500円/1件 1,000円/1個	記載なし	第4条2項(市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる)	有	第4条2項(市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる) 死亡の時、死産の時または使用の許可の時に、住民基本台帳法の規定に基づき市の住民基本台帳に記録されていない者の死体、死産児または身体の一部に係る使用の場合は、使用料の額の2倍とする
2時間まで無料 その後100円/30分 ※各種検診等事業の都合により2時間を超えた場合については無料	記載なし	第6条1項(市長は、貧困又は災害等により使用料、又は手数料又は実費を徴収し難いと認めるとき及び特別の事由があると認めるときは、減免することができる)	記載なし	午前2時まで退場しなかった場合における駐車場の使用料→当該時刻から午前7時までの間の使用料の額は、規定にかかわらず1,000円とする
200円 (2時間まで) その後100円/30分	記載なし	第6条2項(市長は、必要があると認めるときは、駐車場使用料を減免することができる)	記載なし	

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
保健福祉部	衛生使用料	総合保健センター	五稜郭町23-1	地域保健対策を総合的に推進する上で、市民の健康の保持および増進に関するサービスならびに健康に関する情報の提供を行い、その利用に供するための施設	【専用使用】	
					フィットネスルーム	288
					ストレッチルーム	107
					トレーニングルーム	196
子ども未来部					【個人使用】	
					フィットネスルーム	288
					トレーニングルーム	196
					運動に関する講座の受講	
					回数券 (11枚つづり)	
					弗化ソーダ塗布	
					B C G接種	
土木部 戸井支所 恵山支所 楸法華支所 南茅部支所	衛生使用料	船見町共同墓地	船見町23、26	この条例は、墓地の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする	【船見町・住吉町・戸倉町共同墓地】	99,189
		住吉町共同墓地	住吉町16、17		1平方メートルまで	
		戸倉町共同墓地	戸倉町4		1平方メートルを超え 2平方メートルまで	
		鱒川町共同墓地	鱒川町204		2平方メートルを超え 4平方メートルまで	
		亀尾町共同墓地	亀尾町107		※1平方メートルまでごとに	
		東畑町共同墓地	東畑町125		【亀尾町・東畑町・石川共同墓地】	
		鉄山町共同墓地	鉄山町193-4		1平方メートルまで	
		亀田中野共同墓地	亀田中野町135-3		1平方メートルを超え 2平方メートルまで	
		石川共同墓地	石川町275		2平方メートルを超え 4平方メートルまで	
		小安共同墓地	小安町563-1		※1平方メートルまでごとに	
		釜谷共同墓地	釜谷町555-1 556-5、557、 558-2、559		2平方メートルを超え 4平方メートルまで	
		汐首共同墓地	汐首町608-2 613、613-2		※1平方メートルまでごとに	
		瀬田来共同墓地	瀬田来町308		【鱒川町・鉄山町共同墓地】	
		館町共同墓地	館町144-8、154-1		1平方メートルまで	
		新二見共同墓地	新二見町78		1平方メートルを超え 2平方メートルまで	
		原木共同墓地	原木町130		2平方メートルを超え 4平方メートルまで	
		日浦共同墓地	日浦町137		※1平方メートルまでごとに	
		豊浦共同墓地	豊浦町180-1、229		【亀田中野共同墓地】	
		女那川共同墓地	女那川町2-5、2-10、2-26、5-3、225-1		使用区画1区画につき ※1区画は3.3㎡とする	
		日ノ浜共同墓地	日ノ浜町103-1 103-3、104-1			
恵山共同墓地	恵山町376-1、383、 383-1					

利 用 料 金	冬季(暖房)料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考				
1,350~1,570円	記載なし	第7条3項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる)	記載なし	<p>第4条の2(市の区域内に住所を有する18歳以上の者、その者で構成する団体の健康の保持および増進を目的とするものが使用できる)</p> <p>2以上の時間区分にわたって使用する場合は、当該使用に係る時間区分の使用料の額を合算した額とする</p> <p>専用使用の場合で、許可を受けた時間区分を超えて使用したときは、超過時間1時間につき、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の使用料の額の5割に相当する額を徴収する</p>				
490~570円								
4,000~4,660円								
400円								
400円								
400円								
4,000円								
570円/1回								
320円/1回								
2,000円/㎡					記載なし	第11条1項(公の救助を受け又は貧困のため墓地使用料納付の資力のない者に対して市長は、これを減免することができる)	記載なし	<p>墓地の使用権の承継については、民法第897条の規定の例による</p> <p>墓地の掃除、修理等はすべて使用者がこれをしなければならない。使用者が前記の施行を怠ったときは、市においてこれを施行し、その費用を徴収することがある</p>
6,000円/㎡								
5,000円/㎡								
1,000円/㎡								
4,000円/㎡								
3,000円/㎡								
500円/㎡								
2,000円/㎡								
2,000円/㎡								
6,600円/区画								

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
土木部 戸井支所 恵山支所 楳法華支所 南茅部支所	衛生使用料	楳法華共同墓地	新八幡町113、125-2	この条例は、墓地の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする	【小安・釜谷・汐首・瀬田来・館町・新二見・原木共同墓地】	小安 2,919 釜谷 2,727 汐首 3,357 瀬田来 874 館町 4,974 新二見 970 原木 637
		古部共同墓地	古部町272、272-2		甲種	
		ポン木直共同墓地	木直町734-2、735-2、739-4		乙種	
		木直第1共同墓地	木直町991-2、992、992-2			
		木直第2共同墓地	木直町983、989、990		【日浦・豊浦・女那川・日ノ浜・恵山共同墓地】	日浦 1,437 豊浦 3,087 女那川 4,302 日ノ浜 4,258 恵山 4,321
		見日共同墓地	尾札部町1424		【楳法華共同墓地】	
		尾札部共同墓地	尾札部町1956、1957、1968-1		～3.3㎡	1,778.70
					3.3㎡～4㎡	512.00
		川汲共同墓地	川汲町1366-1、1366-3、1367		【古部、ポン木直・木直第1墓地】	古部 1,506 ポン木直 1,156 木直第1 1,807 木直第2 712
		川汲霊園	川汲町1369		【見日・尾札部・川汲・安浦墓地】	見日 1,986
					【大船・磯谷共同墓地】	尾札部 5,716
		安浦共同墓地	安浦町188-2、200-1、200-2、201-1、202-1、203-3		※4㎡以内	川汲共同 4,414 川汲霊園 5,065
					【木直第2共同墓地】	安浦 2,035
		白尻霊園	白尻町391-1		※4㎡以内	白尻 6,401
大船霊園	大船町388-1		大船霊園 4,011			
大船共同墓地	大船町588、589		大船共同 3,200			
磯谷共同墓地	岩戸町205～207		磯谷1,229			
経済部	労働使用料	勤労者総合福祉センター (サン・リフレ函館)	大森町2-14	勤労者に心身の健康の維持のための施設等を提供することにより、勤労者の福祉の充実および勤労意欲の向上を図り、もって雇用の安定に資する	【基本使用料】	
					・専用使用	
					アリーナ（アマチュアのスポーツに使用する場合）	1,462
					アリーナ（アマチュアのスポーツ以外に使用する場合）	

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備考
200円/区画	記載なし	第11条1項(公の救助を受け又は貧困のため墓地使用料納付の資力のない者に対して市長は、これを減免することができる)	記載なし	墓地の使用権の承継については、民法第897条の規定の例による 墓地の掃除、修理等はすべて使用者がこれをしなければならない。使用者が前記の施行を怠ったときは、市においてこれを施行し、その費用を徴収することがある
5,000円/区画				
5,000円/区画				
20,000円/区画				
5,000円/区画				
10,000円/区画				
50,000円/区画				
3,440~5,120円 (入場料等を徴収しない場合)	1月4日から4月30日までの日および11月1日から12月30日までの日における専用使用の場合は、使用料の額の5割増しの額とする	第8条4項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる) 第9条1項(市長は、必要があると認めるときは、駐車場使用料を減免することができる)	有	センターを使用することができるものは、市の区域内に住所を有する勤労者(勤労者であった者を含む。)および市の区域内に住所を有しない勤労者で市の区域内に存する事務所または事業所に勤務するもの、およびその者で構成する団体、家族とする 市長は、事業の実施に支障がないと認めるときは、上記に規定するもの以外のものに使用させることができる。
16,800~25,920円 (入場料等を徴収する場合)				
16,800~25,920円 (入場料等を徴収しない場合)				
34,320~51,120円 (入場料等を徴収する場合)				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)	
経済部	労働使用料	勤労者総合福祉センター (サン・リフレ函館)	大森町2-14	勤労者に心身の健康の維持のための施設等を提供することにより、勤労者の福祉の充実および勤労意欲の向上を図り、もって雇用の安定に資する	軽体育室	176	
					大会議室	144	
					中会議室	72	
					小会議室	54	
					視聴覚室	94	
					音楽室	74	
					工芸実習室	125	
					和室研修室	58	
					・個人使用		
					アリーナ、軽体育室、和室研修室		
					【回数券による個人使用の使用料】		
					アリーナ、軽体育室、和室研修室		
【駐車場】	2,774						
施設使用者							
施設使用者以外							
農林水産部	農林水産使用料	漁村センター	志海苔町269	漁民の生活改善および生産活動の向上に資する	集会室	160	
					漁業研修室	80	
					老人室	32	
					調理実習室	80	
農林水産部	農林水産使用料	空港ふれあい菜園	高松町105番地内	市民が農業に親しみ、生産の喜びを味わうことができるよう、園芸作物の栽培のための場を提供し、もって市民の余暇生活の充実に資する			
経済部	商工使用料	産業支援センター	桔梗町379-32	高度な技術を有する研究開発型企業および新規事業を展開する企業を育成し、もって特色ある企業の創出と地域産業の発展に資する	【入居施設】 (各1室あたり)		
					インキュベータールーム	49.8	
					インキュベーターファクトリー	96.89	
					【開放施設】		
					マルチメディアルーム	86.4	
デザイン開発室	83						

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備考
400～560円	1月4日から4月30日までの日および11月1日から12月30日までの日における専用使用の場合は、使用料の額の5割増しの額とする	第8条4項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる) 第9条1項(市長は、必要があると認めるときは、駐車場使用料を減免することができる)	有	センターを使用することができるものは、市の区域内に住所を有する勤労者(勤労者であった者を含む。)および市の区域内に住所を有しない勤労者で市の区域内に存する事務所または事業所に勤務するもの、およびその者で構成する団体、家族とする 市長は、事業の実施に支障がないと認めるときは、上記に規定するもの以外のものに使用させることができる。
1,920～2,800円				
960～1,440円				
720～1,040円				
1,280～1,840円				
1,040～1,440円				
1,680～2,480円				
1,120～1,760円				
100円(一般)				
80円(高校生)				
50円(小・中学生)				
1,000円(一般)				
800円(高校生)				
500円(小・中学生)				
2時間まで無料 その後100円/30分	実費	第7条(市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる)	有	センターを使用できる者は、市内に住所を有する漁民およびその家族(使用料は無料)、その他市長が特に認める者とする
2時間まで200円 その後100円/30分				
1,000～3,000円				
400～1,200円				
200～600円	記載なし	第8条2項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる)	有	菜園を使用できるものは、市の区域内に住所を有するもの、その者で構成する団体
500～1,400円				
10,000円/1年度 1区画(50㎡)	記載なし	第10条5項(市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる)	有	入居施設の使用料の額は、使用料の額に100分の108を乗じて得た額とする 入居施設の使用の許可の期間の始期または終期が月の中途である場合は、当該月の使用料の額は、日割りにより計算し、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる マルチメディアルームおよび開放施設の付属設備を商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合の使用料の額は、使用料の額を2倍にした額に100分の108を乗じて得た額とする
90,000円/1室1月				
50,000円/1室1月				
500円/1h				
無料				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
経済部	商工使用料	産業支援センター	桔梗町379-32	高度な技術を有する研究開発型企業および新規事業を展開する企業を育成し、もって特色ある企業の創出と地域産業の発展に資する	【開放施設の付属設備】	
					プレゼンテーションシステム	
					音声装置のみ使用の場合	
					2次元映像制作システム	
					3次元映像制作システム	
					ホームページ制作システム	
					映像デジタル化システム	
					アナログ編集システム	
					カラープリンター (昇華型熱転写方式)	
					カラープリンター (インクジェット方式)	
ページプリンター						
プロッター						
観光部	商工使用料	写真歴史館	元町12-18	歴史的建造物を保存し、および活用して、箱館開港がもたらした写真文化の歴史を広く市民および観光客に伝え、もって本市の文化の向上と観光の振興に資する	【個人】	169.93
					一般	
					学生・生徒・児童	
					【15人以上の団体】	
					一般	
学生						
振法華支所	商工使用料	灯台資料館	恵山岬町80-9	灯台の果たしている役割としくみに関する資料を展示し、およびその歴史と文化を広く市民および観光客に伝え、もって本市の文化の向上と観光の振興に資する	個人	711.34
					10人以上の団体	
					学生・生徒・児童	
					10人以上の団体	
土木部 教育委員会 市民部	土木使用料	公園		記載なし	業としての写真の撮影	
					業としての映画の撮影	
					興行	
					博覧会、展示会その他これらに類する催しのための使用	
競技会、集会その他これらに類する催しのための使用						

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備考
4,300円/使用許可 1回につき	記載なし	第10条5項(市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる)	有	<p>入居施設の使用料の額は、使用料の額に100分の108を乗じて得た額とする</p> <p>入居施設の使用の許可の期間の始期または終期が月の中途である場合は、当該月の使用料の額は、日割りにより計算し、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる</p> <p>マルチメディアルームおよび開放施設の付属設備を商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合の使用料の額は、使用料の額を2倍にした額に100分の108を乗じて得た額とする</p>
1,270円/使用許可 1回につき				
230円/1h				
230円/1h				
230円/1h				
700円/1h				
550円/1h				
80円/使用許可 1回につき				
30円/使用許可 1回につき				
30円/使用許可 1回につき				
30円/使用許可 1回につき				
200円				
100円				
160円/1人				
80円/1人				
400円	記載なし	記載なし	有	<p>小学校就学前の者、市内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率された者、引率している教員等、その他市長が特に認める者は無料とする</p>
300円/1人につき				
200円				
150円/1人につき				
1,700円/写真機 1台1月	記載なし	<p>第22条1項(市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は占用料の全部又は一部を減免することができる)</p> <p>第22条2項(指定管理者は、特に必要と認めるときにおいて、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる)</p>	有	
170円/写真機 1台1日				
8,500円/1日				
35円/1㎡ 1日				
35円/1㎡ 1日				
170~900円				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)	
土木部 教育委員会 市民部	土木使用料	公園		記載なし	【千代台公園野球場】	23,400	
					※入場料を徴収する場合		
					職業		
					一般		
					学生・生徒・児童		
					【千代台公園陸上競技場】		31,200
					※入場料を徴収する場合		
					・専用使用		
					・個人使用		
					一般		
回数券 (1日券11枚綴り)							
高校生							
回数券 (1日券11枚綴り)							
高校生を除く児童							
回数券 (1日券11枚綴り)							

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備考
40,000円/1日 ※入場料の総収入 の100分の15に 相当する額	記載なし	第22条1項(市長 は、公益上その他特 別の理由があると認 めるときは、使用料 又は占用料の全部又 は一部を減免するこ とができる) 第22条2項(指定 管理者は、特に必要 と認める場合におい て、あらかじめ市長 の承認を受けて定め るところにより、利 用料金を減免するこ とができる)	有	
24,000円/半日 ※入場料の総収入 の100分の9に 相当する額				
4,400円/1h				
20,000円/1日 ※入場料の最高額 の110人分に 相当する額				
12,000円/半日 ※入場料の最高額 の70人分に 相当する額				
2,200円/1h				
10,000円/1日 ※入場料の最高額 の80人分に 相当する額				
6,000円/半日 ※入場料の最高額 の50人分に 相当する額				
1,100円/1h				
20,000円/1日 ※入場料の最高額 の150人分に 相当する額				
12,000円/半日 ※入場料の最高額 の90人分に 相当する額				
200円/1日				
2,000円				
100円/1日				
1,000円				
50円/1日				
500円				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
土木部 教育委員会 市民部	土木使用料	公園		記載なし	【根崎公園ラグビー場】	20,400
					※入場料を徴収する場合 一般	
					学生・生徒・児童	
					【新川公園野球場】	8,158
					【根崎公園野球場】	12,100
					【根崎公園アーチェリー場】	4,140
					・専用使用	
					・個人使用	
					一般 学生・生徒・児童	
					【千代台公園弓道場】	512
					・専用使用	
					・個人使用	
					一般 学生・生徒・児童	
					【千代台公園庭球場】	12,900
					・人工芝のコート	
					一般 学生・生徒・児童	
					・クラブハウス	
					大会運営室	
					シャワー室	
					放送施設一式	
【見晴公園園亭】	143					
【梁川公園動力式 ゴーカート】	7,752					
【空港緑地志海苔ふれあい広場パーク ゴルフ場】	14,000					
一般（学生含む）						
生徒・児童 共通シーズン券で使用する者						

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備考	
4,500円/1日 ※入場料の最高額の90人分に相当する額	記載なし	第22条1項(市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は占用料の全部又は一部を減免することができる) 第22条2項(指定管理者は、特に必要と認める場合において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる)	有		
2,700円/半日					
1,800円/1日 ※入場料の最高額の60人分に相当する額					
1,050円/半日					
1,200円/1日					
120円/1h					
1,200円/1日					
120円/1h					
3,000円/1日					
150円/1回					
110円/1回					
3,000円/1日					
150円/1回					
110円/1回					
600~900円/1面 1h					
300~450円/1面 1h					
1,000円					500円
100円/1人 1回につき					記載なし
2,500円					
750円/1日					
1台1周につき 60円					
300円/1日					
150円/1日					
10,000円/1シーズン					

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
土木部 教育委員会 市民部	土木使用料	公園		記載なし	【昭和公園庭球場】	
					人工芝のコート	1,600
					一般	
					学生・生徒・児童	
					【昭和公園多目的広場証明施設】	
					一般	12,600
					学生・生徒・児童	
					【すずらんの丘公園パークゴルフ場】	
					一般（学生を含む）	61,964
					生徒・児童	
					共通シブソ券で使用する者	
					【市民の森駐車場・千代台公園駐車場】	
					・市民の森駐車場	3,600
					普通自動車 （定員11人以上）	
					普通自動車 （定員10人以下）	
					小型・軽自動車	
					・千代台公園駐車場	5,900
					施設使用者	
					普通自動車（定員10人 以下に限る）	
					施設使用者以外	
					普通自動車（定員10人 以下に限る）	51,000
【白石公園はこだてオートキャンプ場】						
・キャンピングカーサイト						
・スタンダードカーサイト						
・フリーテントサイト						
・キャビンサイト						
6人用						
4人用						
・シャワー室						
・コインランドリー						
洗濯機						
乾燥機						

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備考
600~900円/1面 1h				
300~450円/1面 1h				
700円/全面 1h				
350円/片面 1h				
350円/全面 1h				
180円/片面 1h				
400円/1日				
200円/1日				
10,000円/1シーズン				
1,000円/1日1回				
200円/1日1回				
200円/1日1回				
記載なし/2時間	記載なし	第22条1項(市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は占用料の全部又は一部を減免することができる) 第22条2項(指定管理者は、特に必要と認める場合において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる)	有	
100円/その後 30分毎				
200円/2時間				
100円/その後 30分毎				
6,000円/1区画1泊				
2,500円/1区画1日				
5,000円/1区画1泊				
2,000円/1区画1日				
2,500円/テント1張 1泊				テント1張の使用人数が5人をこえるときは、5人を超える人数1人につき500円を加算する
1,000円/1日				テント1張の使用人数が5人をこえるときは、5人を超える人数1人につき200円を加算する
14,000円/1泊				
10,000円/1泊				
100円/1回				
200円/1回				
100円/1回				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
					【白石公園パークゴルフ場】	20,200
					一般（学生を含む）	
					生徒・児童	
					共通シーズン券で使用する者	
					【千代台公園野球場】	23,400
					※入場料を徴収する場合 広告（ファウルグラウンドに面したフェンスのうち市長が指定する箇所）	
					店舗（野球場内）	17
土木部	土木使用料	熱帯植物園	湯川町3-1-15	市民に熱帯植物等に親しむ場と憩いの場を提供し、もって市民の福祉の増進に資する	一般	11,700
					20人以上の団体	
					小学生・中学生	
					20人以上の団体	
					バッテリーカーの使用	
土木部	土木使用料	戸井ウォーターパーク	原木町281、285-1、309-1、327-1ほか	市民に憩いの場とレクリエーションに親しむ場を提供し、もって市民の福祉の増進に資する	【コテージ】	20,200
					宿泊 大人	
					小人	
					休憩	
					【オートキャンプ場】	20,200
					スタンダードカーサイト	
					フリーテントサイト	
					コインランドリー	
					【温泉保養センター】 ※入浴する場合に限る	9,400
					大人	
					回数券（11回券）	
					中人	
					回数券（11回券）	
小人	9,400					
回数券（11回券）						
【温泉保養センター】 ※大広間または和室を専用使用する場合に限る	9,400					
大広間						
和室（1室分）						
和室（2室分）						

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備考
400円/1日				市の区域内の学校に在学する生徒(高校、特別支援学校の高等部及び専修学校に在学する者を除く。以下同じ) もしくは児童または市の区域外の学校に在学する生徒もしくは児童で市の区域内に居住する者の白石公園パークゴルフ場の使用は、無料とする
200円/1日				
10,000円/1シーズン				
30,000円/1箇所 (高さ1.4m、幅6m) 当たり1年につき				
120円/1㎡1日				
300円	別表摘要(小学校就学前の者その他市長が特に認める者は、無料とする)	記載なし	有	
240円/1人につき				
100円				
80円/1人につき				
50円/1台 1回につき				
4,620円4/一泊	記載なし	第7条3項(指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる)	有	スタンダードカーサイト→使用人数が5人を超えるときは、5人を超える人数1人につき1区画1泊については人数1人につき1,050円を、1区画1日については人数1人につき315円を加算する フリーテントサイト→使用人数が5人を超えるときは、5人を超える人数1人につき1区画1泊については人数1人につき525円を、1区画1日については人数1人につき105円を加算する 温泉保養センター入浴料→市の区域内に住所を有する、65歳以上の者、身体障害者福祉法第15条1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の級が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する1級から3級に該当する者、厚生労働大臣の定める療育手帳の交付を受けている者または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に係る利用料金の額は、1回50円とする
3,360円/一泊				
3,150円/1室				
5,250円/1区画 1泊				
2,100円/1区画 1日				
2,625円/1区画 1泊				
1,050円/1区画 1日				
300円/1回				
360円				
3,600円				
150円				
1,500円				
80円				
800円				
5,250円				
2,100円				
4,200円				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)				
恵山支所	土木使用料	恵山海浜公園	日の浜町22-1、24-1、24-3、24-4、31-1、31-2、219-1、219-2、220-1、220-2	市民に憩いの場とレクリエーションに親しむ場を提供し、もって市民の福祉の増進に資する	【多目的広場】	387.5				
					【キャンプ場】	3,270				
					2人以下用					
					3人以上用					
					【なとわ・えさん交流センター】					
					イベントスペース	128.5				
					屋上	331.5				
シャワー室	6.02									
土木部	土木使用料	恵山シーサイドパークゴルフ場	高岱町59-1、65、66-2、68-4	市民に憩いの場とスポーツに親しむ場を提供し、もって市民の福祉の増進に資する	一般（高校生及び学生を含む）	32,000				
					シーズン券を使用する者					
					共通シーズン券を使用する者					
教育委員会	土木使用料	南茅部ふるさと文化公園	尾札部町1589、1590-1、1595～1600、1601-1、1603-2、1604～1607、1616-1、1616-4、1618	市民に憩いの場とレクリエーションやスポーツに親しむ場を提供し、もって市民の福祉の増進に資する	野外ステージを商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合	324				
土木部	土木使用料	東山墓園	東山町地内	この条例は、函館市の墓園の設置および管理について必要な事項を定めることを目的とする	【墓地】	71,663				
					4平方メートル					
					5平方メートル（納骨室付き）					
					6平方メートル					
					8平方メートル					
					12平方メートル					
					※市の区域内に住所を有しない者については、5割増しの使用料を徴収する					
					【墓園管理料】					
					1平方メートルにつき	71,663				
					【臨時使用料】					
工事	71,663									

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備考
2,000円/1日	記載なし	第7条3項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる)	有	
300円/1張1泊				
500円/1張1泊				
2,000円/1日				
2,000円/1日				
200円/1回				
300円/1日				
7,000円/1シーズン				
10,000円/1シーズン				
4,725~15,750円	記載なし	第7条3項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、同上第1項ただし書の使用料を減免することができる)	有	<p>第7条1項(文化公園の施設の使用料は、無料とする。ただし、野外ステージを商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、使用料を前納しなければならない)</p> <p>使用者が入場料等を徴収する場合において、当該徴収した入場料等の合計額の1割に相当する額がこの表の規定による使用料の額を超えるときは、当該1割に相当する額とする</p>
167,600円	記載なし	第8条3項(市長は、同条1項の管理料を、特に必要と認めるときは、減免することができる)	有	<p>墓園→墓地およびその周囲の緑地ならびに墓園内に設ける施設をいう</p> <p>墓地→墳墓を設け、または碑石、形像類およびこれらに付属するものを建設するため墓地として市長が指定した区域</p> <p>墳墓→焼骨を埋蔵する施設</p> <p>墓地を使用しようとする者は、市の区域内に住所を有する者でなければならない</p> <p>ただし、市長が特別の事由があると認めた者については、この限りではない</p> <p>墓地の使用権は、他人に譲渡し、または転貸することはできない</p> <p>墓地の使用権は、相続人または親族等で祭祀をつかさどる者に限り、市長の許可を得てこれを承継することができる</p> <p>市長は、前記の許可をしたときは、承継許可証を交付するものとする</p> <p>墓地の使用者が次の項目に該当する場合は、市の区域内に住所を有する者を代理人に選定し、市長に届けなければならない</p> <p>1. 市以外の区域に住所を有する者であるとき</p> <p>2. 市以外の区域に住所を変更したとき</p> <p>この場合、代理人は墓地の使用者に代わり義務を負うものとする</p> <p>使用者が死亡し、相続人または親族等で祭祀をつかさどる者がいないとき、又は使用者の住所が10年以上明らかでないときは、墓地の使用権は消滅する</p>
329,200円				
377,200円				
586,800円				
1,006,000円				
800円/年				
60円/1日1㎡				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
教育委員会	教育使用料	戸井生涯学習センター 戸井総合学習センター 極法華総合センター 南茅部総合センター	浜町33-2 浜町308-1 新浜町156-1 川汲町1520-4	市民に生涯学習に関する活動その他地域における集会等の場を提供し、もって市民の生涯学習活動の振興に資する	【戸井生涯学習センター】	
					講堂	224
					研修室A	34
					研修室B	28
					研修室C	102
					茶室	34
					調理実習室	45
					工房	34
					【戸井総合学習センター】	
					大会議室	496
					小会議室	59
					研修室	53
					研修会議室	245
					青年研修室	58
					調理実習室	58
					【極法華総合センター】	
					大ホール	440
					大ホールステージ設備	100
					第1研修室	47
					第2研修室	56
					第3研修室	37
					会議室	45
					調理実習室	90
					視聴覚室	45
					プレイルーム	34
					控室	23
					全館（結婚式、葬祭等で使用する場合に限り）	917
【南茅部総合センター】						
講堂	377					
第1会議室	36					
第2会議室（視聴覚室）	36					
第1研修室	61					
第2研修室	89					
調理室	73					
教育委員会	教育使用料	公民館 亀田公民館 戸井公民館	青柳町12-17 富岡町1-18-3 浜町290-1	社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定に基づき、市民のために実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する	【公民館】	
					講堂	354
					第1集会室	60
					第2集会室	58
					第3集会室	29
					【亀田公民館】	
					講堂	159
					第1集会室	33
					第2集会室	40
					第3集会室	53
					調理室	40
					【戸井公民館】	
					講堂	184
					和室	34
					第1研修室	50
					第2研修室	29
					実習室	29

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備考
4,200～7,090円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	第6条3項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる)		商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、使用料の額の5割増しの額とする
1,050～1,770円				
1,050～1,770円				
2,100～3,540円				
1,050～1,770円				
3,150～5,320円				
3,150～5,320円				
5,250～8,870円	11/1～4/30までの日にあつては、使用料の額の2割増しの額とする			
3,150～5,320円				
2,100～3,540円				
4,200～7,090円				
1,050～1,770円				
3,150～5,320円				
2,060～3,090円	使用料の額の3割に相当する額を徴収			
1,030～1,550円				
1,030～1,550円				
1,550～2,320円				
1,240～1,850円				
820～1,240円				
1,030～1,550円				
820～1,240円				
520～770円				
820～1,240円				
15,400円/日				
3,090～12,360円	1,030円/1h			
1,230～4,530円	300円/1h			
1,230～4,530円				
1,230～4,530円				
1,230～4,530円				
1,440～6,180円				
600～1,200円	使用料の5割に相当する額を徴収 備付物件以外の電気器具その他の機械器具を使用したときは、電気料等の実費を徴収	第8条2項(使用料について市長が特に認めるときは、減免することができる)		
380～750円				
380～750円				
150～380円				
240～480円				
180～360円				
360～660円				
360～660円				
240～480円				
200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと				
950～1,610円				
150～270円				
260～450円				
150～260円				
300～510円				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
教育委員会	教育使用料	中央図書館	五稜郭町26-1	図書館法第10条の規定に基づき市に図書館を設置する	視聴覚ホール	211
					大研修室	105
					中研修室	51
					小研修室	30
		駐車場	施設使用者 それ以外			
		千歳図書室	千歳町15-10			
		港図書室	港町2-7-1			
		湯川図書室	湯川町2-40-13			
旭岡図書室	旭岡町2-51-12					
美原図書室	美原1-26-12					
桔梗配本所	桔梗4-1-18					
教育委員会	教育使用料	市立函館博物館	青柳町17-1	博物法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、市に歴史、芸術、民族、産業、自然科学に関する資料を総合的な立場から扱う博物館を設置する	一般 10人以上の団体 学生・生徒・児童 10人以上の団体	2,502
教育委員会	教育使用料	北洋資料館	五稜郭町37-8	北洋漁業に関する資料を保管し、および展示して教育的配慮の下に市民の利用に供する	一般 10人以上の団体 学生・生徒・児童 10人以上の団体	665
教育委員会	教育使用料	青少年研修センター	谷地頭町5-14	団体宿泊研修その他団体活動を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民の生涯学習活動の推進に資する	【団体宿泊研修による使用料】 児童及び中学生ならびにこれらの者に準ずる者（指導者、引率者含む） 高校生及び学生ならびにこれらの者に準ずる者（指導者、引率者含む） 勤労青少年およびこれに準ずる者（指導者または引率者含む） その他の者 【団体宿泊研修以外の使用料】 体育館 大研修室 中研修室 小研修室 和室	382 445 126 54 35 58
教育委員会	教育使用料	青年センター	千代台町27-5	青少年の教養の向上、健康の増進ならびに情操の純化をはかるため	体育館 第1クラブ室 第2クラブ室 会議室 和室 音楽視聴覚室 調理実習室（ガス、水道および備付器具の使用料含む）	540 59 84 46 46 44

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備考
4,000～7,000円	記載なし	第13条4項及び14条2項(市長が公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる)	無	
1,200～2,100円				
600～1,100円				
300～600円				
2h無料～100円/30分				
200円/2h～同上				
100円	記載なし	第5条3項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、入館料を減免することができる)	無	小学校就学前の者、市内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率された者、引率している教員等、その他市長が特に認める者は無料とする。日曜日における入館料は無料とする
80円/1人につき				
50円				
40円/1人につき				
100円	記載なし	記載なし	有	小学校就学前の者、市内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率された者、引率している教員等、その他市長が特に認める者は無料とする
80円/1人につき				
50円				
40円/1人につき				
200円/1人1泊	11/1～4/30までの期間は、使用料の5割に相当する額を加算する	第8条2項(市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免することができる)	有	
400円/1人1泊				
400円/1人1泊				
1,000円/1人1泊				
2,000円				
600円				
300円				
200円				
300円				
2,500～5,000円				
700～1,000円	120～140円			
400～500円	70～80円			
800～1,300円	150～170円			
600～900円	110～120円			
300～500円	60円			
1,500～2,000円	110～120円			

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
教育委員会	教育使用料	亀田青少年会館 戸井青少年会館 南茅部青少年会館	亀田本町19-21 釜谷町755 安浦町302	青少年の教養の向上および健康の増進を図り、ならびに豊かな情操を養い、もって青少年の健全な育成に資する	【亀田青少年会館】	
					体育室	286
					研修室	64
					【戸井青少年会館】	
					体育室	232
					第1集会室	20
					第2集会室	20
					第3集会室	20
					研修室	138
					調理室	15
					教育委員会	教育使用料
小ホール	342					
楽屋 1号	48					
楽屋 2号	48					
楽屋 3号	24					
楽屋 5号	24					
楽屋 6号	88					
大会議室	276					
小会議室 1号	72					
小会議室 2号	72					
和室	45					
展示室	360					
教育委員会	教育使用料	芸術ホール (ハーモニー五稜郭)	五稜郭町37-8	市民に芸術文化に関する活動の場を提供し、もって本市の芸術文化の振興に寄与するため	ホール	1,331
					楽屋 1号	56
					楽屋 2号	11
					楽屋 3号	14
					会議室	56
					ギャラリー	400
					リハーサル室	182
					練習室 1号	27
					練習室 2号	20
					録音調整室	10
					駐車場	施設使用者 それ以外
教育委員会	教育使用料	箱館奉行所	五稜郭町44-3	復元した箱館奉行所庁舎を活用して、特別史跡五稜郭跡の歴史を広く市民等に伝えるとともに、その利用に供し、もって本市の文化の向上と教育の発展に資するため	【一般】	979
					個人	
					学生	
					【20人以上の団体】	
					個人	
学生						

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備考				
720～2,400円	240～720円	第9条3項(市長は、青少年の健全育成その他公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる)	有	市に在住または在勤する勤労青少年ならびに児童、生徒、学生又はそれ以外の者で青少年会館の目的に沿った会議または集会等を行う者の使用料は無料とする				
360～1,200円	120～360円							
1,440～2,200円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと		無					
110～210円								
110～210円								
110～210円								
960～1,630円								
180～310円								
16,800～86,400円					基本使用料の5割に相当する額を徴収。時間区分の欄に掲げる全日の使用の場合は、午前・午後および夜間の各時間区分の基本使用料を合計した額を基本使用料とみなし、第5項の規定による超過時間に係る使用料は基本使用料とみなす	第6条4項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる)	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的として使用する場合は、基本使用料の10割増しとする 練習等のため、舞台のみを使用する場合は、当該使用に係る時間区分の基本使用料の5割に相当する額とする 使用者が入場料を徴収する場合は、1人1回の入場に係る入場料について次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を基本使用料に乗じて得た額と基本使用料の合計額とする (1)2,000円～3,000円 15割 (2)3,001円～4,000円 20割 (3)4,001円～5,000円 25割 (4)5,001円～ 30割 入場料の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として使用料を算定する
4,800～18,720円								
600～1,680円								
600～1,680円								
360～1,200円								
360～1,200円								
1,200～3,600円								
3,600～10,080円								
1,080～3,360円								
1,080～3,360円								
1,080～3,360円								
4,560～14,400円								
15,000～76,800円	基本使用料の額(ホールは平日の基本使用料の額)の5割に相当する額を徴収。時間区分の欄に掲げる全日使用の場合は、午前・午後および夜間の各時間区分の基本使用料を合計した額を基本使用料とみなし、第5項の規定による超過時間に係る使用料は基本使用料とみなす	第6条3項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは減免することができる)	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的として使用する場合は、基本使用料の20割増しとする 練習等のため、ホールの舞台のみを使用する場合は、当該使用に係る時間区分の基本使用料の5割に相当する額とする 使用者が入場料を徴収する場合は、1人1回の入場に係る入場料について次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を基本使用料に乗じて得た額と基本使用料の合計額とする (1)2,001円～3,000円 25割 (2)3,001円～4,000円 30割 (3)4,001円～5,000円 35割 (4)5,001円～ 40割 入場料の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として使用料を算定する				
720～2,020円								
190～640円								
490～1,240円								
750～2,100円								
5,070～16,000円								
2,550～9,960円								
1,200～5,460円								
800～3,420円								
2,000～4,000円								
2h無料～100円/30分	記載なし	第7条3項(市長は、必要があると認めるときは減免することができる)	有					
200円/1h～同上								
500円	記載なし	別表5摘要(小学校就学前の者、市内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率された者、引率している教員等、その他市長が特に認める者は無料とする)	有					
250円								
400円/1人								
200円/1人								

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
教育委員会	教育使用料	青柳市民庭球場	青柳町10	記載なし	一般/学生	2,380
		日吉市民庭球場	日吉町4-7		一般/学生	3,864
		南茅部市民庭球場	白尻町327-3		市の区域外に住所を有する者	3,562
教育委員会	教育使用料	日吉サッカー場	日吉町4-7	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発展に寄与するため	芝コート クレーコート 会議室 シャワー室	18,118
教育委員会	教育使用料	西桔梗野球場	西桔梗町252-27	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発展に寄与するため	野球場	10,600
教育委員会	教育使用料	市民プール	千代台町22-25	市民の心身の健全な発達とスポーツ活動の普及、振興を図るため	一般 (回数券4,200円/11枚) 上記50人以上の責任者有団体 高校生 (回数券2,400円/11枚) 上記50人以上の責任者有団体 小中学生 (回数券1,200円/11枚) 上記50人以上の責任者有団体 幼児 (回数券500円/11枚) 上記50人以上の責任者有団体	6,701
教育委員会	教育使用料	市民体育館	湯川町1-32-2	市民の体育活動及び催物等の用に供するため	競技場 (専用使用) 第1体育室 (専用使用) 第2体育室 (専用使用) 第3体育室 (専用使用) 第4体育室 (専用使用) 第1会議室 (専用使用) 第2会議室 (専用使用) 第3会議室 (専用使用) 競技場等個人使用/回数券 (一般) 競技場等個人使用/回数券 (高校生) 競技場等個人使用/回数券 (小中生)	7,424
					駐車場	施設使用者 それ以外

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備考							
150円/80円/1面1h	記載なし	第8条(市長において特別の事情があると認めるものについて減免することができる)	無								
同上			有								
1,030円/1面1h			有								
一般2,000円/1h 生徒1,000円/1h 一般1,000円/1h 生徒500円/1h 200円/1h 100円/1人1回	記載なし	第6条2項(市長は公益上その他特に必要があると認めるときは、減免することができる)	有								
一般800円/h 7,000円/昼間					記載なし	有					
学生400円/h 3,500円/昼間											
420円/2h～ 220円/h 340円/2h～ 170円/h 240円/2h～ 120円/h 200円/2h～ 100円/h 120円/2h～ 60円/h 80円/2h～ 40円/h 50円/2h～ 30円/h 30円/2h～ 20円/h					記載なし	第3条2項(市長は、特に必要と認めるときは使用料を減免することができる)	有	市の区域内に居住する幼児は無料			
5,400～144,000円 1,200～ 1,920円 600～ 840円 600～ 840円 360～ 600円 2,640～ 3,840円 1,320～ 2,040円 720～ 1,200円									記載なし	有	アリーナ建設中
一般120円/1,200円 高校生90円/900円 小中生60円/600円											
2h無料～ 100円/30分 200円/2h～同上	記載なし	第6条の2第2項 (市長は必要があると認めるときは減免することができる)									

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
教育委員会	教育使用料	亀田福祉センター	美原1-26-12	福祉及び生活文化の向上を図る	講堂	418
					第1会議室	150
					第2会議室	147
					第3会議室	24
					特別室	112
					第1和室	31
					第2和室	31
					第1研究室	21
					第2研究室	21
					第3研究室	27
					調理室	37
教育委員会	教育使用料	函館市重要文化財旧函館区公会堂	元町町11-13	重要文化財旧函館区公会堂を保存し、およびその文化的活用を図るため	【一般】	1,900
					個人	
					20人以上の団体	
					【学生・生徒・児童】	
					個人	
					20人以上の団体	
教育委員会	教育使用料	北方民族資料館	末広町21-7	北方民族に関する資料を保管し、および展示して教育的配慮の下に市民の利用を図るため	【一般】	1,736
					個人	
					20人以上の団体	
					【学生・生徒・児童】	
					個人	
					20人以上の団体	
教育委員会	教育使用料	函館市文学館	末広町22-5	郷土ゆかりの文学者の資料を保存し、および展示にて教育的配慮の下に市民の利用に供するため	【一般】	1,027
					個人	
					20人以上の団体	
					【学生・生徒・児童】	
					個人	
20人以上の団体						

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
4,560～7,440円	利用料金の額（全日使用の場合は、午前、午後および夜間の利用料金の額を合計した額）の5割に相当する額を徴収する。	第6条第3項（指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的として使用する場合は、基本使用料の5割増しとする
1,560～2,400円				
1,560～2,400円				
360～600円				
1,560～2,400円				
480～720円				
480～720円				
360～600円				
360～600円				
360～600円				
480～720円				
	記載なし	別表適用（小学校就学前の者、市の区域内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率されたもの、引率する教員等、その他市長特に認める者は無料とする	有	
300円				
1人につき 240円				
150円				
1人につき 120円				
	記載なし	別表適用（小学校就学前の者、市の区域内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率されたもの、引率する教員等、その他市長特に認める者は無料とする	有	
300円				
1人につき 240円				
150円				
1人につき 120円				
	記載なし	別表適用（小学校就学前の者、市の区域内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率されたもの、引率する教員等、その他市長特に認める者は無料とする	有	
300円				
1人につき 240円				
150円				
1人につき 120円				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
教育委員会	教育使用料	縄文文化交流センター	白尻町551-1他	博物法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、市に先史時代に関する資料を扱うため	【一般】	1,733
					一般	
					学生・生徒・児童	
					【20人以上の団体】	
					一般	
学生・生徒・児童						
教育委員会	教育使用料	戸井運動広場	小安町525-1	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発展に寄与するため	グラウンド	6,519
					テニスコート	1,493
					ゲートボールコート	748
		恵山総合体育館	川上町506		総合体育館	1,516
		恵山プール	川上町506		一般 個人	724
					小中高校生 個人	
					専用使用	
		南茅部プール	尾札部1608-1		一般 1回券/回数券（11回）	1,667
					高校生 1回券/回数券（11回）	
					中学生 1回券/回数券（11回）	
					小学生 1回券/回数券（11回）	
		南茅部運動広場	川汲1657他		野球場	14,000
						14,000
					グラウンド	11,200
						11,200
		南茅部スポーツセンター	白尻町604-1		アリーナ	949
					研修室兼柔剣道室	424
研修室兼トレーニング室	75					
控室	37					
恵山運動広場	川上町511		9,601			
古部体育館	古部町252-3		432			
古部グラウンド	古部町252-3他		1,614			

利用料金	冬季(暖房)料金	減免規定	指定管理者	備考
300円	記載なし	別表5摘要(小学校就学前の者、市内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率された者、引率している教員等、その他市長が特に認める者は無料とする)	無	特別展示期間については、1,000円を超えない範囲において特別展示に係る実費を勘案して市長が別に定める
150円				
240円/1人				
120円/1人				
一般 3,150円				
小中学生 1,570円	記載なし		無	市の区域内に住所を有しないものが使用する時に使用料を徴収する
一般 1,570円				
小中学生 780円				
一般 1,570円				
小中学生 780円				
6,180~10,810円				
300円/回	記載なし	第6条3項(市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、減免することができる)	無	市の区域内に住所を有しないものが使用する時に使用料を徴収する
100円/回				
8,000~10,000円/3h				
300/3,000円	記載なし		有	市の区域内に住所を有しないものが使用する時、又は催物で使用する時に使用料を徴収する
200/2,000円				
150/1,500円				
100/1,000円				
一般 12,360円	記載なし		有	市の区域内に住所を有しないものが使用する時、又は催物で使用する時に使用料を徴収する
学生 6,180円				
一般 8,650円				
学生 4,320円				
8,240~37,080円	基本使用料の2割相当		有	市の区域内に住所を有しないものが専用使用する時、又は催物で専用使用する時に使用料を徴収する
2,570~11,530円				
610~2,760円				
410~1,840円				
	記載なし		無	
			有	
			有	

2 墓地・墓園使用料及び墓園手数料について

(1) 現状

「函館市墓園条例」第3条（定義）には、「墓園」とは墓地及びその周辺の緑地並びに墓園内に設ける施設をいうとしており、「墓地」とは墳墓（焼骨を埋蔵する施設）を設け、又は碑石、形像類及びこれらに付属するものを建設するため墓地として市長が指定した区域をいうとしている。

次の①及び②の表に示すとおり、墓地及び墓園の使用料は、永代使用料となっており、一度使用料を支払うとその後は一切使用料を支払う必要はない。

更に、墓地の使用料は永代であるにもかかわらず、相当低額であり、恵山地区の共同墓地にあっては、使用料の規定もない。

次に条例の管理手数料の徴収規定であるが、東山墓園には手数料(管理料)の規定はあるが、墓地にあっては管理料の規定が存在しない。

このように東山墓園と比較して墓地の取得・維持コストが低いことから、①の表でも示すとおり、函館市役所本庁管理分の共同墓地（船見町・住吉町・戸倉町・亀尾町・石川・鱒川町・鉄山町・亀田中野）については、墓地使用可能区画数に対して100パーセントの使用（貸付）状態となっていることがわかる。

この点、共同墓地の使用を希望する人がどの程度いるのか市土木部職員に聴取したところ、船見町及び住吉町の共同墓地の使用希望者（待機者）数は、いずれも40件程度となっているとのことである。

① 「函館市墓地条例」に規定されているものの位置と使用料等

名称	位置	貸付数/区画	使用料（永代使用料）
函館共同墓地	船見町	船見町 23 番ほか	2074/2074 2,000 円/1 m ² 以下
	住吉町	住吉町 16 番ほか	3741/3741 6,000 円/1 m ² 超 2 m ² 以下
	戸倉町	戸倉町 4 番	646/646 15,000 円/2 m ² 超 3 m ² 以下
	亀尾町	亀尾町 107 番地	117/117 20,000 円/3 m ² 超 4 m ² 以下
	東畑町	東畑町 125 番地	64/64 1,000 円/1 m ² 以下
	石川	石川町 275 番地	51/51 4,000 円/1 m ² 超 2 m ² 以下
	鱒川町	鱒川町 204 番地	28/28 9,000 円/2 m ² 超 3 m ² 以下
			12,000 円/3 m ² 超 4 m ² 以下
			500 円/1 m ² 以下

	鉄山町	鉄山町 193 番地の 4	42/42	2,000 円/1 m ² 超 2 m ² 以下 6,000 円/2 m ² 超 3 m ² 以下 8,000 円/3 m ² 超 4 m ² 以下
	亀田中野	亀田中野町 135 番地の 3	166/166	6,600 円/3.3 m ²
戸井共同墓地	小安	小安町 563 番地 1	293/300	甲種 200 円/3.3 m ² 以下 乙種 5,000 円/3.3 m ² 以下 ※甲種及び乙種の別については、市長が指定する
	釜谷	釜谷町 555 番地ほか	213/260	
	汐首	汐首町 608 番地ほか	182/189	
	瀬田来	瀬田来町 308 番地	129/141	
	館町	館町 144 番地 8 ほか	484/500	
	新二見	新二見町 78 番地	24/37	
	原木	原木町 130 番地	74/80	
恵山共同墓地	日浦	日浦町 137 番地	116/110	料金規定なし
	豊浦	豊浦町 180 番地 1 ほか	300/314	
	女那川	女那川町 2 番地 5 ほか	280/287	
	日ノ浜	日ノ浜町 103 番地ほか	291/343	
	恵山	恵山町 376 番地ほか	418/453	
綴法華共同墓地	新八幡町 113 番地ほか	488/508	5,000 円/3.3 m ² 以下 20,000 円/3.3 m ² 超 4 m ² 以下	
南茅部共同墓地	古部	古部町 272 番地ほか	70/75	5,000 円/4 m ² 以下 ※木直第 2 のみ 10,000 円/4 m ² 以下
	ボン木直	木直町 734 番地ほか	48/55	
	木直第 1	木直町 991 番地ほか	244/250	
	木直第 2	木直町 983 番地ほか	34/43	
	見日	尾札部町 1424 番地	157/170	
	尾札部	尾札部町 1956 番地ほか	352/366	
	川汲	川汲町 1366 番地 1 ほか	333/355	
	安浦	安浦町 188 番地ほか	148/160	
	大船	大船町 588 番地ほか	200/200	
	磯谷	岩戸町 205 番地ほか	70/75	
霊園	川汲	川汲町 1369 番地	148/174	50,000 円/4 m ² 以下
	白尻	白尻町 391 番地 1	389/400	
	大船	大船町 388 番地 1	234/273	

②「函館市墓園条例」に規定されているものの位置と使用料及び手数料

名称	位置	使用料（永代使用料）	面積	区画	手数料 （管理料）
函館市 東山墓園	函館市東山町 地内	167,600 円/4 m ² 329,200 円/5 m ² 377,200 円/6 m ² 586,800 円/8 m ² 1,006,000 円/12 m ²	153,392 m ²	3,838 1,036 2,087 232 120	800 円/1 m ² 当 り年額

(2) 各条例の比較

次に各条例の比較をしたのが次の表である。

	墓地条例	墓園条例
使用者 の資格	特に規定なし	原則として市の区域内に住所を有する者
割増使 用料	特に規定なし	上記以外の市長が特別の事情があると認めた者に対し、使用料の5割増の使用料を徴収する
管理料	規定なし（墓地の掃除、修理等は全て使用者が行い、使用者がこれを怠った時は、市が代行し、その費用を徴収することがある）	墓園の清掃等のため墓地の使用者から徴収（減免規定有）
使用権 の承継	民法第 897 条の規定の例による	市長の許可を得て、相続人又は親族等で祭祀をつかさどる者に限る
使用許 可の取 り消し	① この条例又はこれに基づく規則に違反したとき ② 使用許可の条件に違反したとき ③ 使用許可の申請に偽りがあったとき	① 許可の目的以外に使用したとき ② 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき ③ 3年間管理料を納めないとき ④ 使用許可を受けた後3年を経過しても墳墓を設けず、又は使用のための設備を設けないとき ⑤ 法令又はこの条例もしくはこの条例に基づく規則に違反したとき
墓地の 返還	改葬によって不用となった墓地は、原形に復して返還しなければ	使用している墓地が不用となったとき、又は使用許可を取り消されたとき

	ならない	は、その場所を原状に回復して返還しなければならない
使用権の消滅	規定なし	① 使用者が死亡し、相続人又は親族で祭祀をつかさどるものがないとき ② 使用者の住所が10年以上明らかでないとき ※使用権が消滅したときは、市長は、当該墳墓又はその他の物件を一定の場所に改葬し、もしくは移転することができる

この表から墓地について言えることは、

- (ア) 函館市民でない人でも使用者になれる資格があり、
- (イ) 函館市民でない人の使用料に割増料金規定もなく、
- (ウ) 管理料を支払う義務もなく、
- (エ) 一度取得した使用権は、消滅もせず、祭祀をつかさどる者に使用権の承継が可能であり、改葬によって不用となる以外は、墓地の返還義務もないということである。

このような中で、函館市は次で述べるとおり、毎年、この墓地を維持するための支出を余儀なくされている。

(3) 墓地の維持に係る歳出について

墓地に係る歳出（平成24年度決算）については、下表に示すとおりである。

	旧函館市	旧戸井町	旧恵山町	旧楸法華村	旧南茅部町	函館市全体
報償費	756,000				132,000	888,000
消耗品費				64,785		64,785
電気料				19,634	144,087	163,721
水道料			44,103	14,227	81,612	139,942
修繕料			40,897		109,515	150,412
清掃手数料						10,752
委託料	2,371,000	48,000	168,000	409,500	938,500	3,935,000
土地賃借料					20,000	
合計	3,127,000	48,000	253,000	518,898	1,425,714	5,372,612

函館市墓地条例では、墓地の掃除、修理等は全て使用者が行い、使用者がこれを怠った時は、市が代行し、その費用を徴収することがあると規定しているにもかかわらず、市で支出した費用について、使用者（函館市に住所がない者を含む）から、これらの実費相当額を徴収していない状況となっている。

(4) 墓地使用者の管理状況等

共同墓地使用者の実態確認のため、「使用者名簿」等のサンプル調査を実施したところ、昭和60年に使用者の実態確認調査が行われて以降、現在に至るまで使用者の実態確認は行われていないことが判明した。

このことから、使用者の実態を確認するため、次表に示すサンプル調査を実施した結果、「共同墓地返還届」の状況をみると、約半数の使用者が函館市民以外の者であったことが判明し、「共同墓地新規使用許可申請書」の状況をみると、使用許可となった使用者全体の約1割が函館市民以外の者であることが判明した。

そして、「共同墓地使用权承継届出書」の状況を見ると、使用权を承継した人の約3分の1が函館市民以外の者であることが判明した。

● 墓地使用者のサンプル調査（函館市役所本庁管理分）

	函館市内	函館市外
共同墓地返還届（H26.4～H26.12）	11人	9人
共同墓地新規使用許可申請書（H22.4～H26.12）	78人	7人（※）
共同墓地使用权承継届出書（H26.4～H26.12）	58人	26人

※ 函館市外の人が新規に墓地使用权を取得した7件の使用料の内訳（船見町 20,000 円/4 m²、住吉町 15,000 円/3 m²、住吉町 40,000 円/8 m²、住吉町 15,000 円/3 m²、住吉町 20,000 円/4 m²、住吉町 15,000 円/3 m²、戸倉町 15,000 円/3 m²）

(5) 監査結果（意見）

使用者の管理を徹底し、管理手数料を徴収することが望まれる。

函館市では毎年、墓地の掃除、修理、委託費等の支出を行っているが、墓地の使用者からその費用を徴収していない。

これは、行政財産である墓地について、現使用者の実態を市で把握していないことが原因の一つと考えられる。

墓地条例の使用者負担の原則や、公共施設の使用者の応分負担

の観点からも、墓地使用者は最低限の墓地管理料を支払うべきと考える。

なお、管理料の算定に当たっては、上記実費以外に、今後、使用者の実態把握に係る経費（郵便料金等）や管理に係る人件費などのコストも考慮する必要があるものと考えます。

次に、住民（函館市民）以外の者の使用料及び管理手数料の料金設定の変更が望まれる。

前述したとおり、不動産の使用料とは、地方公共団体の行政財産の目的外の使用又は公の施設の利用の対価として徴収されるものである。

墓地については、この「公の施設」に該当するものと考えられ、「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために地方公共団体が設ける施設ということになっている。

そして、ここでいう「住民」とは、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者ということになっており、「福祉」とは、辞書等の解説では、「公的配慮によって社会の成員が等しく受けることのできる安定した生活環境」など、「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味する言葉であり、すべての市民に最低限の幸福と社会的援助を提供するという理念を指すとなっている。

墓地が公の施設とするならば、函館市民の福祉の増進が最優先されるべきであるが、函館市墓地条例では、函館市民以外でも永年使用権が取得できる規定となっており、実際に、毎年、函館市民以外の者に墓地の永年使用権を与えている。

そして、函館市墓園条例のような函館市民以外の使用者から割増料金を徴収するという規定もないことから、函館市民と同じ低額の使用料しか徴収していない。

また、前記「墓地使用者のサンプル調査」や、若者の市外流出等の現状からも、今後は、墓地の使用権を承継する者が、函館市民以外の者が多くなる傾向となっている。

このような中で、函館市民の税金で、他の市町村の住民のための支出が永年続くということは、住民福祉の観点と市の歳入確保の観点からも、このままにしておくことは望ましくないものと考えます。

したがって、今後は、函館市民以外の使用者からは割増しによ

り、使用料及び管理料を徴収すべきではないかと考える。

更に、使用権の存続期間等について検討する必要があるのではないかと考える。

永代使用権というものについて考察してみると、函館市財産条例施行規則第9条では、「行政財産の目的外使用許可」に係る期間は1年以内（期間の更新は可能）となっており、「行政財産である土地の貸付」の場合であっても、貸付期間は30年以内となっている。

このことから、使用（貸付）期限を設けずに行政財産を永年使用させるという規定は、使用（貸付）期間について、財産条例との整合性がないと言わざるを得ない。

当該共同墓地は、あくまでも行政財産であり、墓地使用者に所有権を移転したものではない。

たとえ、結果として永年使用することになるとしても、一定の使用期限を定め、更新手続きが必要な規定にする必要があると考える。

なお、この更新手続きが煩わしいと感じる使用者は、改葬等を考えるきっかけとなり、特に住民以外の使用者の墓地の返還が期待され、新たに墓地の使用を希望する住民の墓地使用権の取得が促進できるものと考えられる。

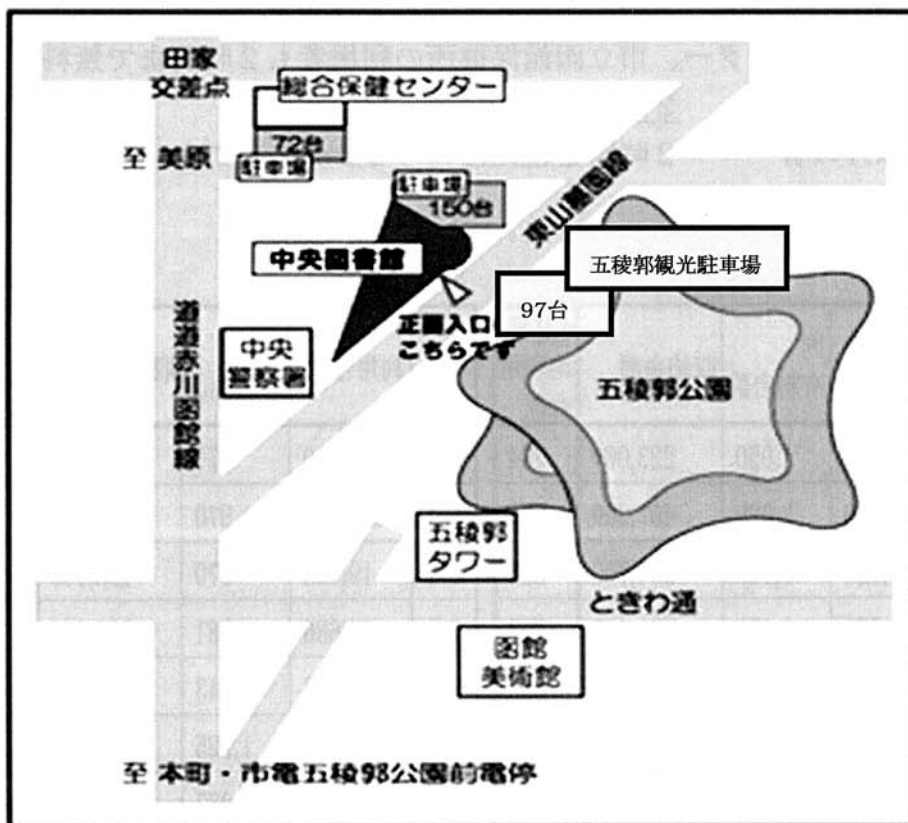
3 駐車場の使用料

(1) 駐車場料金及び減免について

駐車場料金について、一部地域における実態から検討した。

函館市中央図書館近郊の駐車場は、次のとおり3駐車場施設がある。

- ① 函館市中央図書館駐車場
- ② 市立函館保健所来庁者駐車場（函館市総合保健センター）
- ③ 函館市五稜郭観光駐車場



(中央図書館ホームページ参照 一部追加)

市立函館保健所来庁者駐車場以外は、ほぼ通年24時間利用可能な駐車場施設となっている。

また、函館市中央図書館条例、市立函館保健所使用料及び手数料条例、函館市五稜郭駐車場については函館市駐車場条例によって駐車場の駐車料金が定められている。

各駐車場施設の現状については、次のとおりとなっている。

○ 函館市中央図書館駐車場

開館時間 9:30～20:00

駐車場収容台数 150台

(身障者用 3台を含む)

利用時間 0:00～24:00

駐車場使用料

・施設利用者 2時間まで無料

2時間を超えたのち30分までごと 100円

※総合保健センター、市立函館保健所の利用者も2時間まで無料

・施設利用者 2時間まで 200円

以外の者 2時間を超えたのち30分までごと 100円

平成24年度

平成25年度

(単位:台、円)

	利用台数	内 有料台数	収納金額	1日平 均利用 台数		利用台数	内 有料台数	収納金額	1日平 均利用 台数
4月	23,519	1,050	223,000	784	4月	23,010	970	188,200	767
5月	20,220	2,026	457,300	652	5月	23,820	1,970	444,500	768
6月	24,650	1,138	234,700	822	6月	19,965	970	198,100	666
7月	24,570	1,179	261,400	793	7月	22,686	1,081	209,200	732
8月	24,901	1,300	278,200	803	8月	24,283	1,243	252,300	783
9月	24,057	1,136	236,800	802	9月	22,868	1,225	255,900	762
10月	23,827	1,168	247,700	769	10月	22,739	1,077	217,200	734
11月	23,605	1,132	246,500	787	11月	22,143	1,080	243,500	738
12月	21,440	926	246,700	692	12月	18,996	676	134,300	613
1月	18,432	909	214,500	595	1月	18,635	700	151,100	601
2月	21,445	938	218,900	766	2月	19,767	887	212,300	706
3月	23,886	1,203	249,600	771	3月	21,742	1,106	229,300	701
合計	274,552	14,105	3,115,300		合計	260,654	12,985	2,735,900	

年間平均 752台/日

年間平均 714台/日

○ 市立函館保健所来庁者駐車場（函館市総合保健センター）

駐車場収容台数 72台

（身障者用 2台を含む）

利用時間 7：00～翌日の2：00

駐車場使用料

- ・施設使用者 2時間まで 無料
- 2時間を超えたのち30分までごと 100円
- ※ 中央図書館の利用者も2時間まで 無料

- ・施設使用者 2時間まで 200円
- 以外の者 2時間を超えたのち30分までごと 100円
- ・午前2時までに退場しなかった場合における 1,000円
- 当該時刻から午前7時まで

平成24年度

平成25年度

（単位：台、円）

	利用台数	内 有料台数	収納金額	1日平 均利用 台数		利用台数	内 有料台数	収納金額	1日平 均利用 台数
4月	9,631	383	82,900	321	4月	8,560	390	86,500	285
5月	9,575	580	129,200	309	5月	9,970	634	150,100	322
6月	9,148	370	76,200	305	6月	8,800	335	69,600	293
7月	10,035	373	75,200	324	7月	10,091	372	75,700	326
8月	13,017	388	79,900	420	8月	9,564	315	64,400	309
9月	9,341	327	66,800	311	9月	9,430	402	82,200	314
10月	9,951	458	93,200	321	10月	10,090	458	96,900	325
11月	9,831	382	79,600	328	11月	9,511	414	86,000	317
12月	9,048	283	60,200	292	12月	9,400	331	65,700	303
1月	9,736	386	78,100	314	1月	9,020	305	64,800	291
2月	9,172	409	96,100	328	2月	9,933	392	83,800	355
3月	10,100	465	92,600	326	3月	10,823	463	100,300	349
合計	118,585	4,804	1,010,000		合計	115,192	4,811	1,026,000	

年間平均 325台/日

年間平均 316台/日

○ 函館市五稜郭観光駐車場

駐車場収容台数 97台（身障者用 2台を含む）

利用時間 0：00～24：00

駐車場使用料

・施設使用者	2時間まで	無料
	2時間を超えたのち30分までごと	100円
・施設使用者	1時間まで	200円
以外の者	1時間を超えたのち30分までごと	100円

※ 施設使用者とは、函館市駐車場条例 別表1の備考5において規定されている施設を使用した者。

平成24年度

平成25年度

(単位:台、円)

	利用台数	内 有料台数	収納金額	1日平 均利用 台数		利用台数	内 有料台数	収納金額	1日平 均利用 台数
4月	2,423	2,407	628,200	81	4月	2,128	2,117	539,100	71
5月	9,217	9,177	2,430,100	297	5月	10,516	10,472	2,679,200	339
6月	3,209	3,185	785,000	107	6月	3,736	3,713	886,800	125
7月	3,034	3,008	796,600	98	7月	3,131	3,106	807,700	101
8月	4,855	4,813	1,307,500	157	8月	4,973	4,931	1,329,300	160
9月	3,316	3,266	839,500	111	9月	3,432	3,402	882,300	114
10月	2,366	2,337	598,700	76	10月	2,260	2,249	551,400	73
11月	1,308	1,291	327,800	44	11月	1,329	1,320	321,000	44
12月	633	612	151,100	20	12月	755	735	183,600	24
1月	640	632	155,000	21	1月	626	622	166,800	20
2月	704	698	188,500	25	2月	622	612	144,300	22
3月	955	935	258,000	31	3月	1,027	1,011	248,200	33
合計	32,660	32,361	8,466,000		合計	34,535	34,290	8,739,700	

年間平均 89台/日

年間平均 95台/日

○ 函館市駐車場条例

第一条 この条例は、駐車場法の規定に基づき、市が設置する路外駐車場の管理、駐車料金の額およびその徴収方法ならびに建築物における駐車施設の附置および管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(途中省略)

第十五条 路外駐車場の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
函館市棧橋駐車場	函館市若松町10番
函館市元町観光駐車場(広場式)	函館市元町33番
函館市元町観光駐車場(立体式)	函館市末広町20番13号
函館市五稜郭観光駐車場	函館市五稜郭町27番
函館市函館駅前広場駐車場	函館市若松町57番

(途中省略)

第十七条 路外駐車場(月ぎめ駐車場を除く。)の駐車料金(以下『料金』という。)の額は、別表第1に定めるとおりとする。

別表第1

自動車の種別	区 分	料 金		
普通自動車	函館棧橋駐車場 函館市元町観光駐車場(広場式) 函館市元町観光駐車場(立体式) (月ぎめ駐車場を除く。)	1時間まで	200円	
		1時間を超えた後30分までごと	100円	
小型自動車	函館市五稜郭観光駐車場	施設使用者	2時間まで	無料
		施設利用者 以外の者	2時間を超えた後30分までごと	100円
			1時間まで	200円
			1時間を超えた後30分までごと	100円
軽自動車	函館市函館駅前広場駐車場	30分まで	無料	
		30分を超えた後1時間まで	200円	
		1時間を超えた後30分までごと	100円	

備考

1～4省略

5 「施設使用者」とは、函館市芸術ホール条例第5条に規定する使用者および当該使用者の使用に係る施設に入場した者ならびに函館市北洋資料館および北海道立函館美術館に入館した者をいう。

各駐車場について近隣にもかかわらず、利用者の扱いや、料金について差異がある。

各駐車場の2時間における利用率

	年度	年間平均台数／日 ①	利用可能台数 ②	利用率 ①／②
中央図書館	24	752	150	5.01
	25	714		4.76
総合保健センター	24	325	72	4.51
	25	316		4.39
五稜郭観光駐車場	24	89	97	0.92
	25	95		0.98

※ 利用率とは、駐車可能台数で何回満車になるかということであるが、使用時間や有料台数に含まれる無料時間超による有料台数によって多少差異はある。

函館市五稜郭観光駐車場
平成24年度

(単位:台、円)

	利用台数	有料台数	1時間までの料金	収納金額	30分延長分	1日平均利用台数	1日平均延長利用台数
4月	2,423	2,407	481,400	628,200	1,468	81	47
5月	9,217	8,177	1,635,400	2,430,100	7,947	297	256
6月	3,209	3,185	637,000	785,000	1,480	107	48
7月	3,034	3,008	601,600	796,600	1,950	98	63
8月	4,855	4,813	962,600	1,307,500	3,449	157	111
9月	3,316	3,266	653,200	839,500	1,863	111	60
10月	2,366	2,337	467,400	598,700	1,313	76	42
11月	1,308	1,291	258,200	327,800	696	44	22
12月	633	612	122,400	151,100	287	20	9
1月	640	632	126,400	155,000	286	21	9
2月	704	698	139,600	188,500	489	25	16
3月	955	935	187,000	258,000	710	31	23
合計	32,660	31,361	6,272,200	8,466,000	21,938		

※ 1時間が基本駐車料金 200 円で、延長利用台数の比較が他の駐車場より台数は多くなる。

平成25年度

(単位:台、円)

	利用台数	有料台数	1時間までの料金	収納金額	30分延長分	1日平均利用台数	1日平均延長利用台数
4月	2,128	2,117	423,400	539,100	1,157	71	39
5月	10,516	10,472	2,094,400	2,679,200	5,848	339	189
6月	3,736	3,713	742,600	886,800	1,442	125	48
7月	3,131	3,106	621,200	807,700	1,865	101	60
8月	4,973	4,931	986,200	1,329,300	3,431	160	111
9月	3,432	3,402	680,400	882,300	2,019	114	67
10月	2,260	2,249	449,800	551,400	1,016	73	33
11月	1,329	1,320	264,000	321,000	570	44	19
12月	755	735	147,000	183,600	366	24	12
1月	626	622	124,400	166,800	424	20	14
2月	622	612	122,400	144,300	219	22	8
3月	1,027	1,011	202,200	248,200	460	33	15
合計	34,535	34,290	6,858,000	8,739,700	9,409		

※ 1時間超利用の台数が年間通じて減少傾向にある。

(2) 現状での問題点

中央図書館や総合保健センターの利用率は、駐車可能台数に対し、2時間単位で4～5回転分の稼働率となっており、中央図書館においては開館時間のかなりの時間帯で満車に近い状況となっている。

また、中央図書館の供用開始に合わせ、総合保健センター駐車場との相互利用を開始し、駐車料金を同一の取り扱いとしたことから、どちらも駐車場稼働率は高い水準となっている。

一方、函館市五稜郭観光駐車場は、函館市駐車場条例により観光用として設置されたが、一日平均の利用台数は、駐車可能台数を下回る結果となっている。

また、施設使用者の2時間無料の施設について、同条例別表第1備考において定められているところであるが、図書館、総合保健センターや箱館奉行所は含まれていない。

各施設における月別の有料駐車台数において、特に5月は花見のシーズンから中央図書館や総合保健センターの有料利用台数は倍増している。

中央図書館、総合保健センター駐車場は、施設使用者以外の場合2時間まで駐車料金が200円であるが、五稜郭観光駐車場の場合は1時間200円と基本料金が倍となっているため、施設使用者以外の者では、同一料金で倍の時間が駐車可能な中央図書館や総合保健センター駐車場に向かい、五稜郭観光駐車場の利用者が少ないといった現象となるのではないかと考えている。

(3) 監査結果（意見）

近接している駐車場にもかかわらず、施設設置の目的などの違いがあるため、料金の規定が異なり、利用状況に大きな差が生じている。

現在、指定管理者への移行が多くなり、それぞれの施設における管理となっているが、市行政財産の活用の観点での市民への利便性や公平性、さらに、図書館の利便性、観光施設への誘導等を考えた場合、各部署における規定の検討のみならず、近郊関連施設との調整を図ることが必要であり、函館市五稜郭観光駐車場については、2時間無料となる施設使用者の対象施設の拡大の検討、また、料金設定における時間単価の統一など、単独ではなく近郊駐車場との均衡を検討する必要があると考える。

VI 監査総括

特に必要があると認められた個別の使用料の検証結果については、各項で指摘・意見を述べているところであり、各部局での再検討をお願いしたい。

使用料の全体的な監査意見としては、各施設ごとに使用料や減免・免除規定が定められているところであるが、全体的には統一的に取り扱われているわけではない。

使用料は施設を利用する人が施設使用の対価として負担し、施設の維持管理等に要する費用に充てることとなる。不足分に対しては市税などをおして市民全体で負担することとなる。

また、使用料を市民の理解の上で負担してもらうために、使用料の算定が市民に理解してもらわなければならない、効率的な施設運営により費用を低減し、使用料を低廉にする必要もある。

以上のことから次の点について今後検討を重ねる必要があると考える。

① 受益者負担による公平性

前述のように、使用料が施設の維持管理費用に満たない場合、市税などで賄うため市民全体の負担となる。

施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を図る必要がある、受益者負担を原則とするべきである。

ただし、一律に受益者負担を求めるのではなく、施設の性質において、受益者負担と公費負担の割合は検討する必要がある。

② 減免・免除規定の統一化

各施設において減免・免除規定が定められているが、過大な減免・免除規定は受益者負担の公平性を損なうこととなることから、減免・免除対象は、統一的な基準を設ける必要がある。

③ 使用料算定方法の明確化

負担を求める市民に対し、使用料の算定根拠を明確にするとともに、共通の算定方法による透明性を確保する必要がある。

④ 維持費のコスト削減

施設の維持管理費用が使用料の算定に影響を与えることから、効率的な施設運営により費用を低減し、低廉な使用料を追及する必要がある。

⑤ 一定期間での使用料の検証

一定期間において、施設の維持管理費用の検証を行い、使用料の改定を検討する必要がある。

また、検証結果は、市民に明確にするためにも公表する必要がある。

以上のような内容について検討していただき、市所有施設等の活用、市財政の健全化に資するよう希望する。